

## 第 3 章 その他の基準等

# 消防活動用空地等に関する指導基準★

## 第1 趣旨

この基準は、はしご車等の進入路（以下「消防用進入路」という。）及び消防活動に必要な空地（以下「消防活動用空地」という。）の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2 設置対象物

消防活動用空地は、消防隊進入口を必要とする防火対象物（地盤面から高さ9メートル以上の消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物をいう。）のうち、次の各号に掲げるものについて設置するものとする。ただし、道路又はその他の空地等を使用し消防隊が有効に活動することができ、かつ、将来にわたりその状態が維持される場合にあつては、この限りではない。

- 1 一宮市住宅事業等に関する指導要綱第2条に係る建築物
- 2 4階以上かつ延べ3,000平方メートル以上の建築物

## 第3 消防用進入路

- 1 消防用進入路の有効幅員は、はしご車等が道路の幅員（歩道がある場合は車道の幅員）に応じて、次の表に定める数値を確保すること。（この場合において、道路と消防用進入路の角に設ける隅切りの角度が等しく、かつ、長さが2m以上の場合は、消防用進入路の幅員を1m減じた数値とすることができる。）

ただし、はしご車等が車両緒元及び軌跡図により消防活動用空地に有効に進入できると判断した場合は、表の数値によらないことができるものとする。

道路の幅員（m）	消防用進入路の幅員（m）
4.0以上 4.5未満	9.0以上
4.5以上 5.0未満	8.5以上
5.0以上 5.5未満	8.0以上
5.5以上 6.5未満	7.5以上
6.5以上 8.0未満	7.0以上
8.0以上 10.0未満	6.5以上
10.0以上	6.0以上

- 2 消防用進入路の縦・横断勾配は、8%以下とすること。
- 3 消防用進入路へはしご車等が進入する角度（道路面に水勾配がある場合は、勾配面を0としたときの角度とする。以下「進入角度」という。）は、5度未満とすること。  
(別図1参照)  
ただし、はしご車等が安全に進入できると判断した場合にはこの限りでない。
- 4 消防用進入路の構造は、総重量22tのはしご車等が走行するに十分な地盤支持力（輪荷重5.5t）を有し、かつ、路面はアスファルト舗装等とすること。なお、マンホール蓋の上をはしご自動車が通過する場合は、T-25（日本下水道協会規格）のもの又はこれと同等以上のものとすること。
- 5 消防用進入路には、地盤面から高さ4メートルまでに、はしご自動車の走行に支障となる物件がないこと。

### 第3 消防活動用空地

- 1 消防活動用空地の形状は、原則として幅6m以上、長さ12m以上とし、別図2の「消防活動用空地の設置基本図」に基づいて建築物との設置間隔を確保すること。
- 2 道路に接して設置する場合は、別図3に示すようにはしご車が進入可能な隅切りを片側又は両側に設けること。
- 3 消防活動用空地の設置箇所は、消防隊進入口等の下方地盤に設置することとし、共同住宅にあっては原則バルコニー側に設置すること。ただし、構造が「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年3月25日消防庁告示第3号）に規定する二方向避難型特定共同住宅等の基準に該当する場合にあっては、この限りでない。
- 4 消防活動用空地の縦・横断勾配は、8%以下とすること。
- 5 消防活動用空地の地盤支持力はジャッキ荷重（15kg/cm<sup>2</sup>）に耐える構造とすること。
- 6 消防活動用空地の地下には、原則としてガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- 7 消防活動用空地及びその周辺（消防活動用空地の前後は1m）の上空には、はしご車等の活動の支障となる架線、工作物等を設置しないこと。

### 第4 規制標識及び規制表示

- 1 消防活動用空地には、別図4の「消防活動用空地の規制標識」を見やすい位置に設置すること。
- 2 消防活動用空地には、別図5の「消防活動用空地の規制表示」を設けること。

## 第5 消防用活動空地等の維持管理

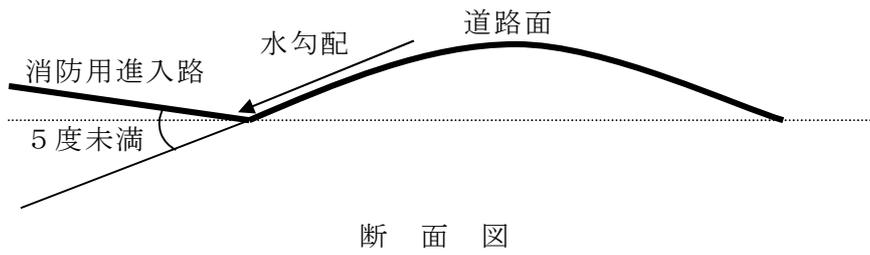
建築物の所有者、管理者又は占有者は、消防用活動空地等を常に良好に維持管理すること。

## 第6 その他

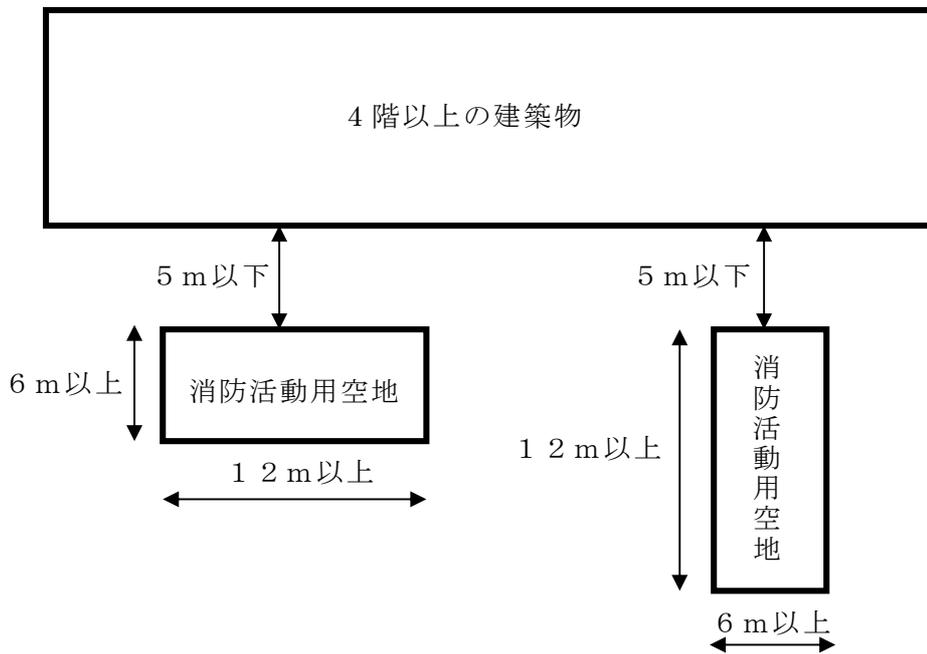
消防活動用空地が敷地等の関係からこの基準により確保できない場合で、次の各号に掲げるものについて消防長が配置、構造、用途等計画建築物の状況等から判断して、この基準によらなくとも避難及び消防隊の活動について支障がないと認められるときは、この基準を適用しないことができるものとする。

- (1) 共同住宅における全住戸にハッチ式避難はしごを設置した場合。
- (2) 道路上からはしご車が接梯できる場合。ただし、電線等の空中線等により接梯の障害となる場合は電線等を埋設とさせること。
- (3) 非常用エレベーターを設置した場合。

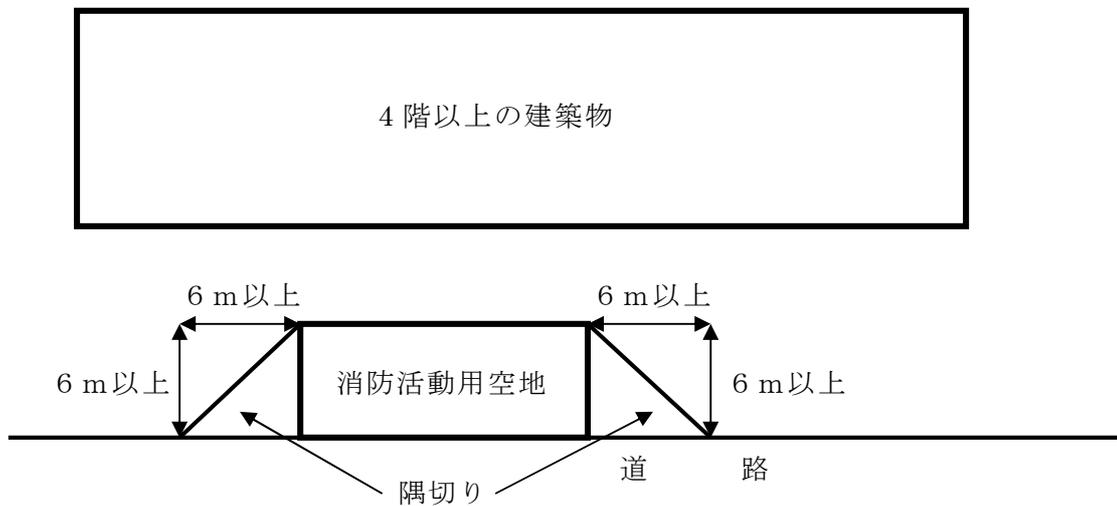
別図1 はしご車等の進入角度



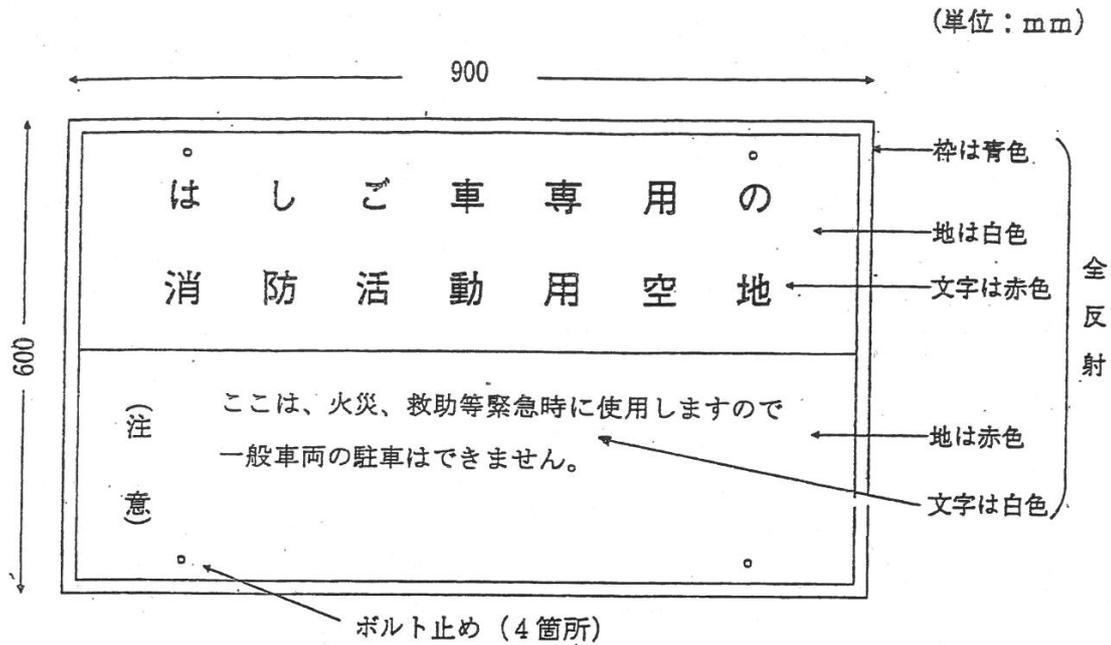
別図2 消防活動用空地の設置基本図



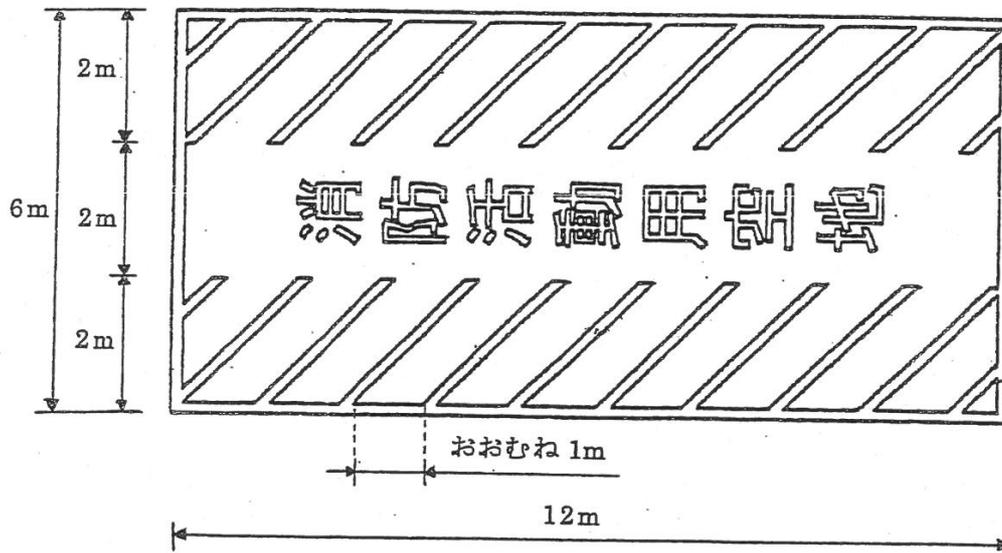
別図3 はしご車の進入に必要な隔切りの設置図



別図4 消防活動用空地の規制標識



別図5 消防活動用空地の規制表示 (ラインによる表示)



- ※ 1 ライン、文字ともマーキング幅は15cm以上とし、黄色で剥離防止を施して塗装する。
- 2 文字は、進入方向から読めるように配置し、1文字の大きさは一辺が1m以上とする。

# 一宮市住宅地開発事業に関する消防水利施設の設置指導基準★

## 第1 目的

この基準は、一宮市住宅地開発事業に関する指導要綱及び同細則に基づき、消防水利施設の設置に関し、必要な事項を定める。

## 第2 消防水利

1 消防水利は、既存の水利で開発区域内の建築物全てが、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）第4条の規定により包括されていない場合に、同建築物全てを包括するように設置すること。

2 設置する消防水利は、40 m<sup>3</sup>級有蓋防火水そう（以下「防火水そう」という。）又は地下式消火栓（以下「消火栓」という。）の2種類とする。

なお、設置にあたっては種別及び構造について、あらかじめ消防本部及び水道部と協議すること。

3 防火水そうは、「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」（昭和29年総理府告示第487号）に規定する規格によるほか、次のとおりとする。

（1）補水設備及び吸管投入孔の蓋は一宮市が設置する規格によること。ただし、市に帰属しない場合はこの限りでない。（別図1及び別図2参照）

（2）点検用タラップは、吸管投入の支障とならない構造とすること。

（3）公園等空地内に防火水そうを設置する場合は、車両の出入りを防止するための措置を講ずること。

4 消火栓は、水利基準に適合するように設置するものとし、型式及び構造は一宮市が設置する消火栓の規格によること。（別図3参照）

5 消防水利には、一宮市の規格による水利標識を設置するものとし、設置場所は消防本部が指示した位置とすること。なお道路上に設置する水利標識については消防本部の意見を得ること。（別図4参照）

6 消防水利の設置工事が完了したときは、ただちに市に報告し検査を受けること。

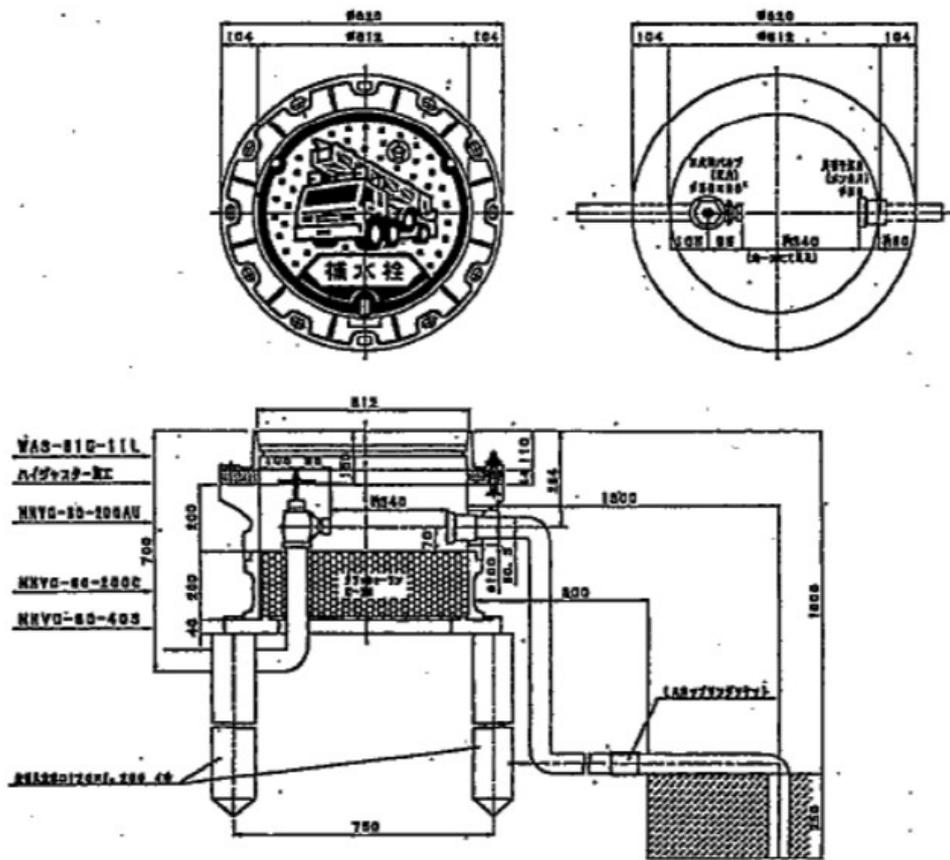
## 第3 消防用進入路及び消防活動用空地

1 消防用進入路及び消防活動用空地は、消防隊進入口を必要とする防火対象物（地盤面から高さ9メートル以上の消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物をいう。）に設置すること。ただし、3階建ての建築物で、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年3月25日消防庁告示第3号）第3に規定する二方向避難型特定共同住

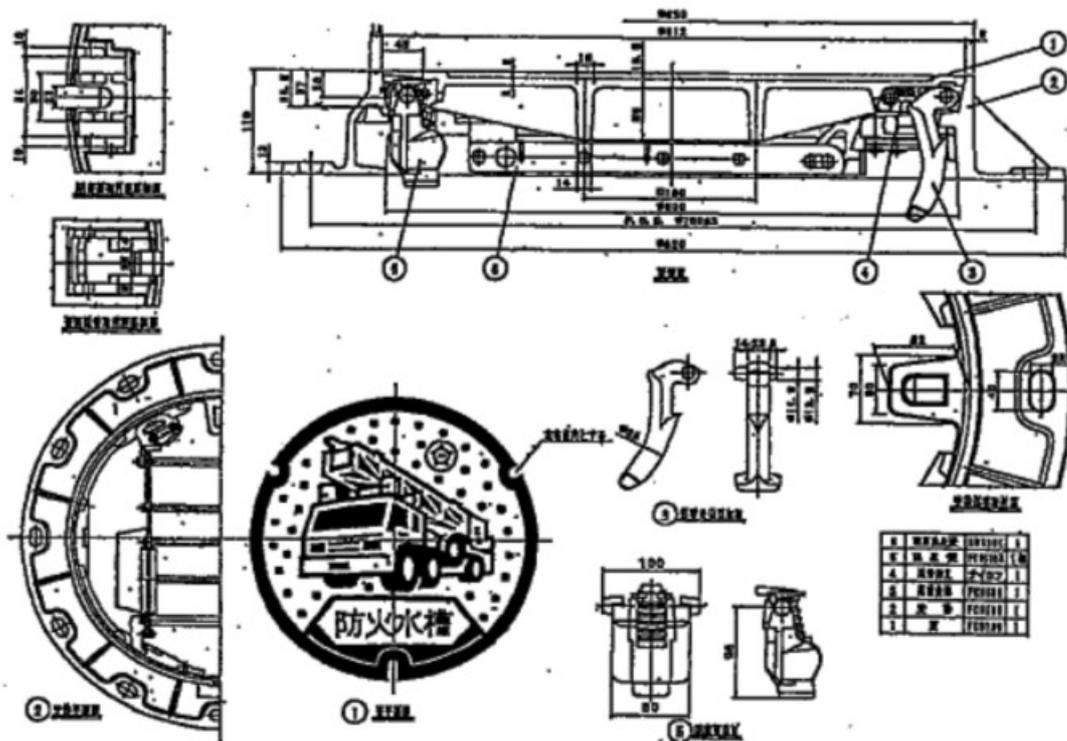
宅等の基準に該当する場合は設置しないことができる。

- 2 消防用進入路及び消防活動用空地については、消防活動用空地等に関する指導基準に基づき設置すること。

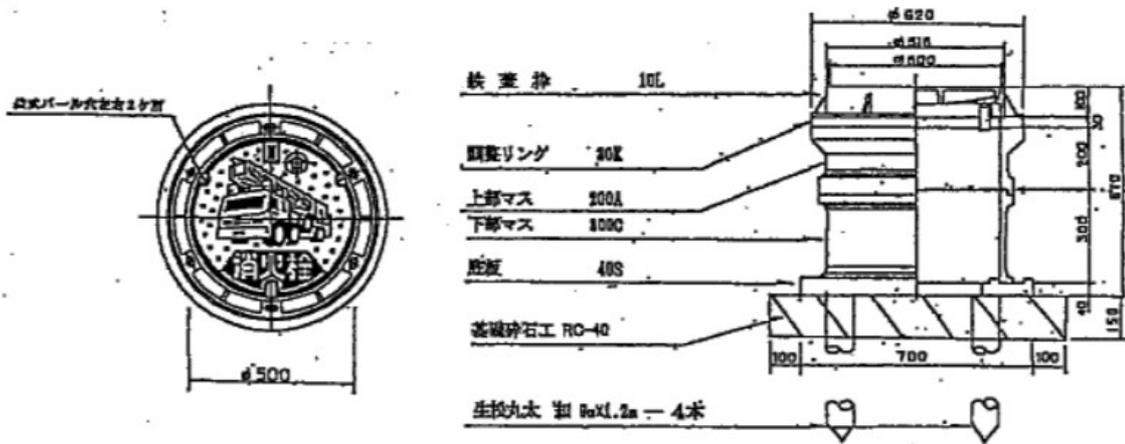
別図1 補水設備標準図



別図2 吸管投入孔蓋標準図



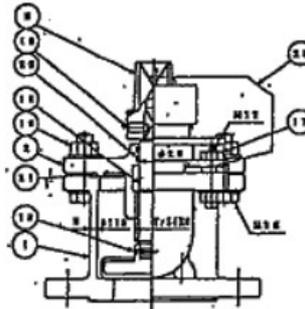
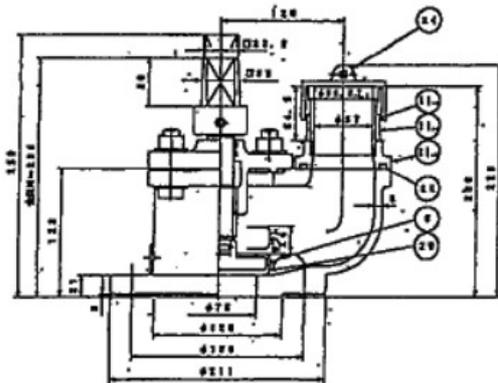
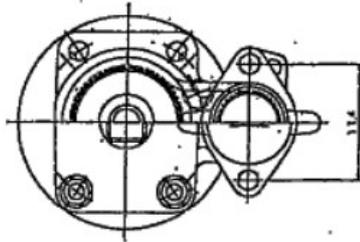
別図3 地下式消火栓築造工標準図



※ 消火栓蓋の設置は、仕切弁鉄蓋設置基準に準ずる。

	基礎砕石工 RC-40	杭 φ9cm×1.2m	底板 40S	下部マス 300C	上部マス 200A	調整リング 30K	蓋・枠 φ500・φ600
φ76 地下式消火栓設置工	0.12m <sup>3</sup>	4本	1組	1組	1組	1組	1組

注) 砂利道の弁室仕上げは、周囲2.0mに厚3cmの舗装(再生砕粒)を施工すること。



1	鉄蓋枠	10L	1
2	調整リング	30K	1
3	上部マス	200A	1
4	下部マス	300C	1
5	底板	40S	1
6	基礎砕石工	RC-40	0.12m <sup>3</sup>
7	杭	φ9cm×1.2m	4本
8	蓋・枠	φ500・φ600	1組
9	生投丸太	径 9cm x 1.2m	4本
10	砂利道の弁室仕上げ	周囲2.0mに厚3cmの舗装(再生砕粒)	1

製図方針 省略図法 断面図法  
 縮尺 1/20  
 製図 1/20



# 地区公民館に係る運用基準★

## 第1 趣旨

この基準は、町内会が建築する公民館等（平素は無人であり、また、利用者も特定されている公民館等に限る。以下「地区公民館」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

## 第2 項の判定

地区公民館は、政令別表第1（1）項口に掲げる防火対象物として取り扱う。

## 第3 消防用設備等

- 1 消防用設備等については、実情を考慮し政令第32条の規定を適用して、政令別表第1（15）項に掲げる防火対象物に準じた取り扱いをするものとする。
- 2 平屋建ての小規模な地区公民館（おおよそ350㎡以下）については、人が叫べば聞こえると判断した場合、政令第32条の規定を適用して、非常警報設備を設置しないことができるものとする。
- 3 前各項の適用については、消防用設備等の特例基準適用願が必要であること。

## 第4 収容人員

収容人員については、政令別表第1（1）項口に掲げる防火対象物として算定すること。

# 特定共同住宅等における防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について

## 1 目的

特定共同住宅等については、消防法施行令第29条の4の規定に基づき、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）及びこれに関連する各種通知等をいう。）により指導しているところであるが、その指導内容の統一を図るため、必要事項を定めるものとする。

## 2 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防告示第3号。以下「構造類型告示」という。）について

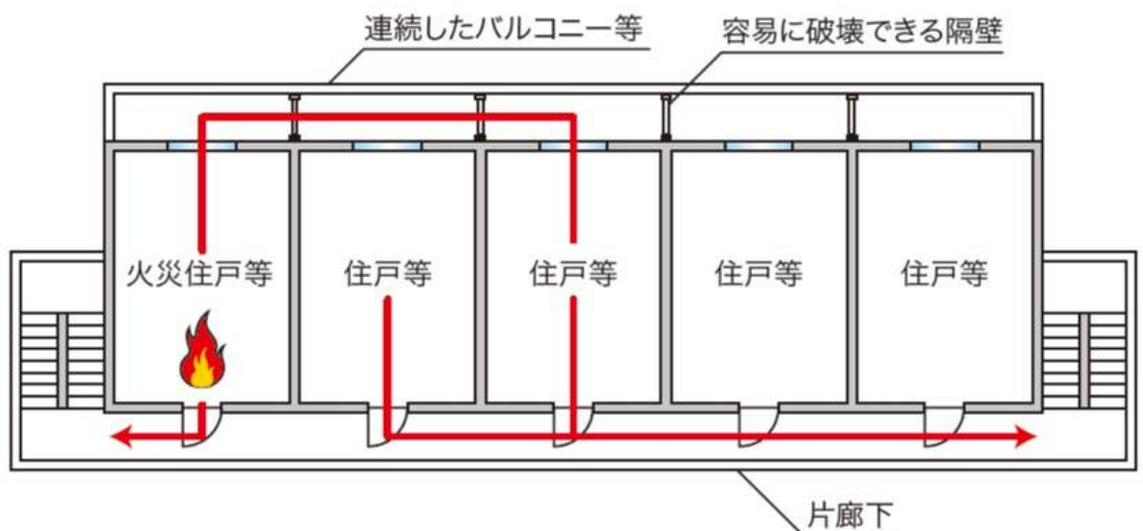
### (1) 二方向避難型特定共同住宅等

構造類型告示第3に規定する二方向避難型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

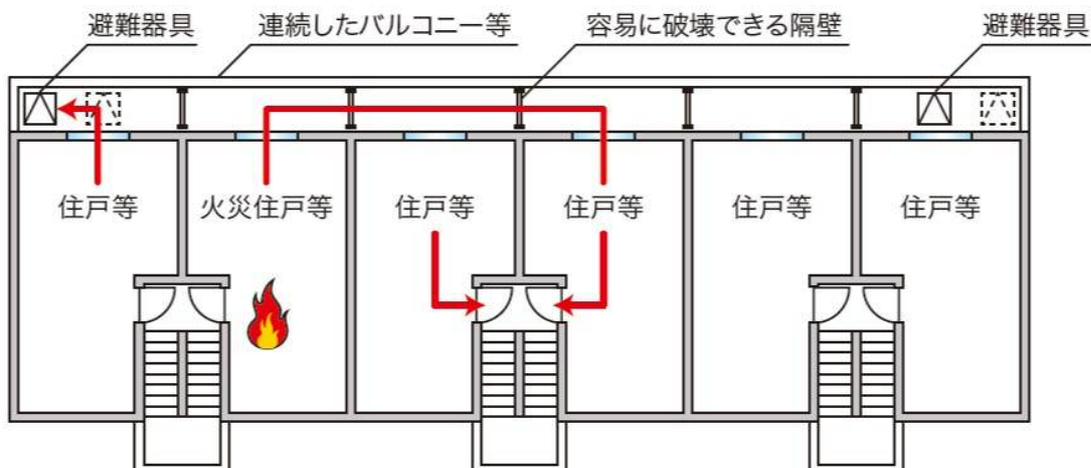
#### ア 二方向避難の判断基準

二方向避難とは、すべての住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下この項において同じ。）から避難階又は地上に通ずる安全な避難のための経路を2以上確保することにより、出火場所がどこであっても、それぞれ一の経路は安全に利用できる避難の状態をいう。この場合、避難経路に火災住戸等内の間取りを考慮する必要はなく、また、連続したバルコニー等を経由する場合は、1住戸等以上隔てた住戸等内を経由する原則により、判定するものであること。

(廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー等及び両端に2の階段がある場合）の例)



(階段室型特定共同住宅等(連続したバルコニー等及び両端に避難器具等がある場合)の例)

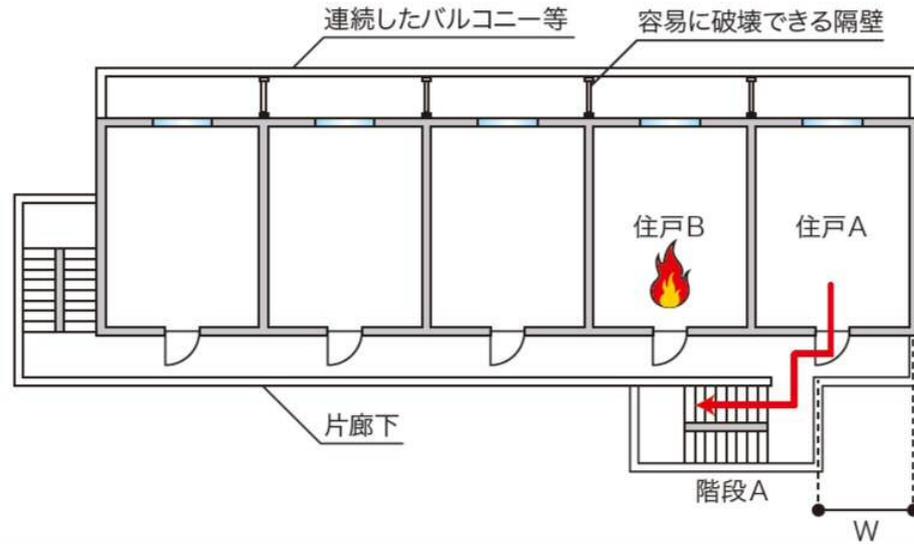


避難経路: →

#### イ 廊下型特定共同住宅等の階段室等の位置

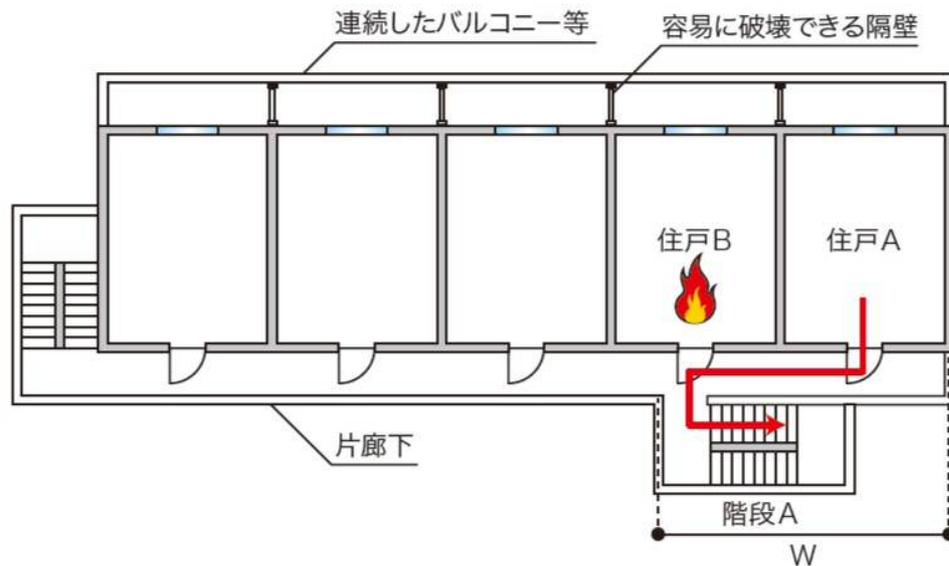
構造類型告示第3第2号(1)に規定する「階段室等は、廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している」とは、階段室等が廊下の端部に面して設けられていることをいうほか、階段室等が廊下の端部に接する住戸等(ここでは住戸Aを指す。)の主たる出入口に面していることを指すものであること。これは、廊下の端部に位置する住戸等に隣接する住戸等(ここでは住戸Bを指す。)が火災になっても、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難できるようにするため、Wは廊下の端部に位置する住戸等(ここでは住戸Aを指す。)の幅以下とするものであること。

(二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められる例)



住戸Bが火災になった場合、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難することができるため、二方向避難型の廊下型特定共同住宅等に該当する。

(二方向避難型の廊下型特定共同住宅等として認められない例)

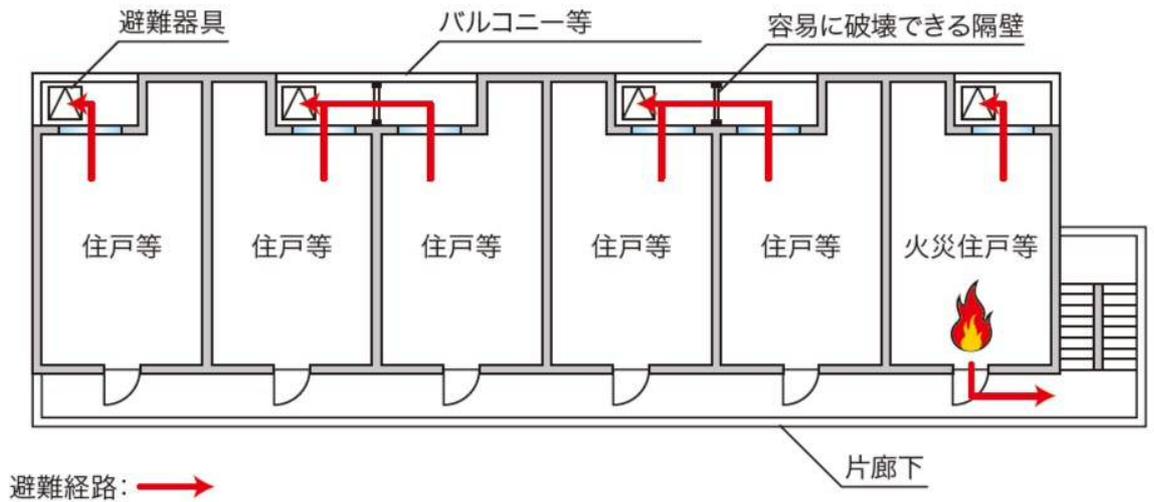


住戸Bが火災になった場合、住戸Aの居住者が階段Aを使って避難することができないため、二方向避難型の廊下型特定共同住宅等に該当しない。

#### ウ バルコニー等

構造類型告示第3第2号(2)に規定する「バルコニーその他これらに類するものが避難上有効に設けられている」とは、バルコニー等から他の住戸等のバルコニー等又は当該住戸等のバルコニー等に設置されている避難器具により避難階まで安全に避難できるものであること。

(住戸等のバルコニー等に設けられた避難器具により、避難階まで安全に避難できるものの例)



エ 隔壁等

隔壁等は、構造類型告示第3第2号(4)に規定するほか、次によること。

(ア) 大きさは、縦800mm、横600mm以上とすること。

(イ) 肉厚は材料の種類に応じて下表によること。★

種 類		肉 厚
石 綿 スレート板	フレキシブル板 軟質フレキシブル板	5mm以下
	平板(大平板) 軟質板	6mm以下
石綿セメント ケイ酸カルシ ウム板	0.8-K	8mm以下
	1.0-K	6mm以下
	1.0-CK	
その他のもの		曲げ破壊荷重700N未満に相当する肉厚

(2) 開放型特定共同住宅等

構造類型告示第4に規定する開放型特定共同住宅等の判断基準は、次によること。

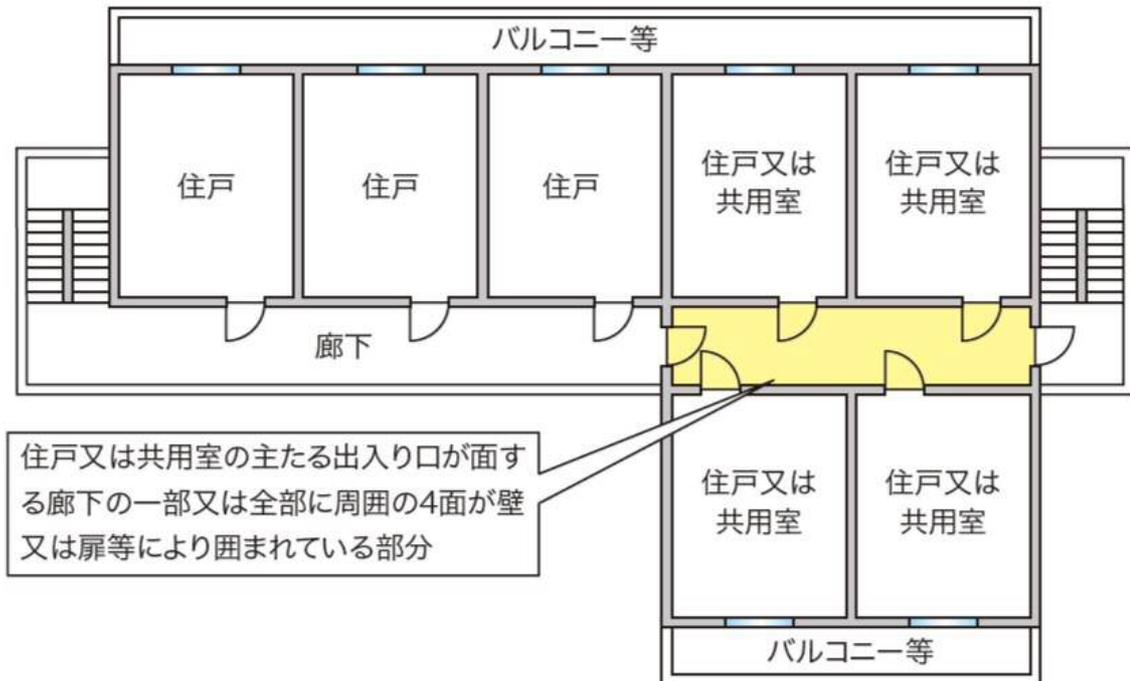
ア 開放型廊下及び開放型階段と認められない特定共同住宅等

次に掲げる特定共同住宅等は、構造類型告示第4第1号に規定する「廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるもの」以外のものとして開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。

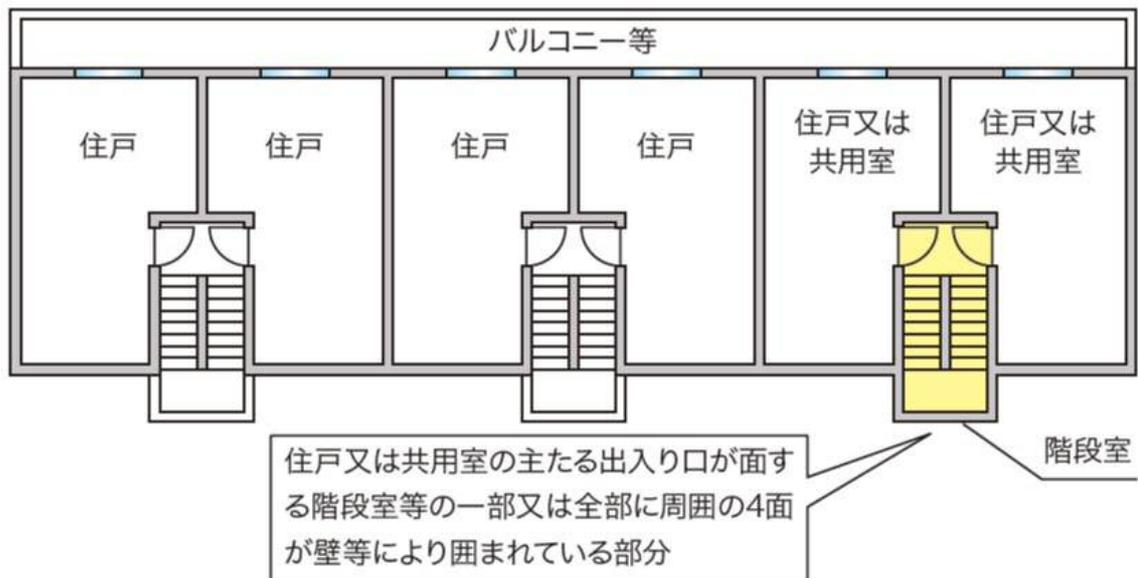
(ア) 廊下型特定共同住宅等のうち、住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一

部又は全部に周囲の4面が壁又は扉等により囲まれている部分が存するもの  
 (イ) 階段室型特定共同住宅等のうち、住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存するもの

(廊下型特定共同住宅等のうち、開放型廊下として認められない例)



(階段室型特定共同住宅等のうち、開放型階段として認められない例)

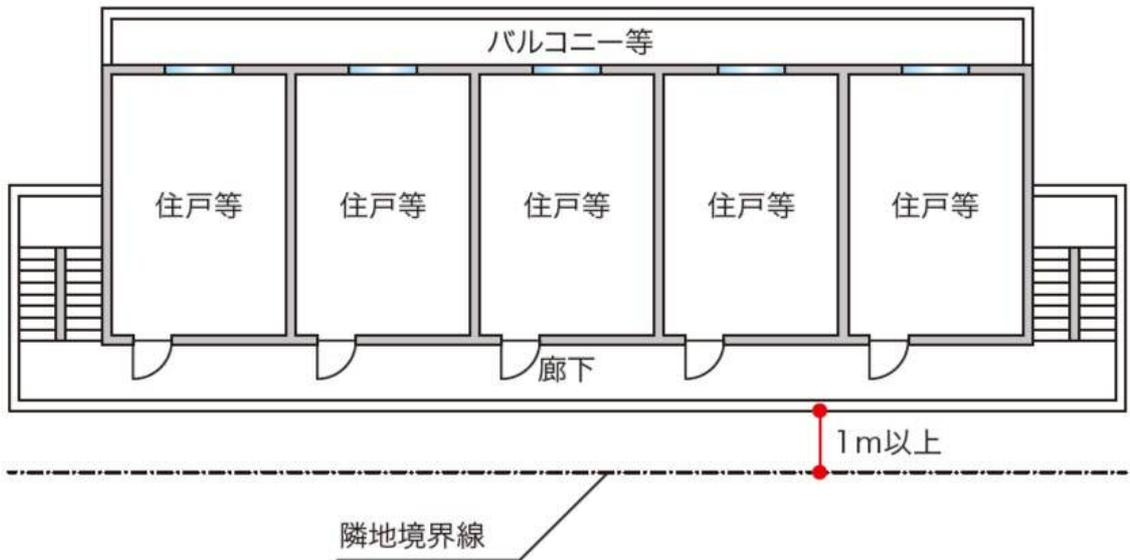


イ 開放型廊下及び開放型階段の位置

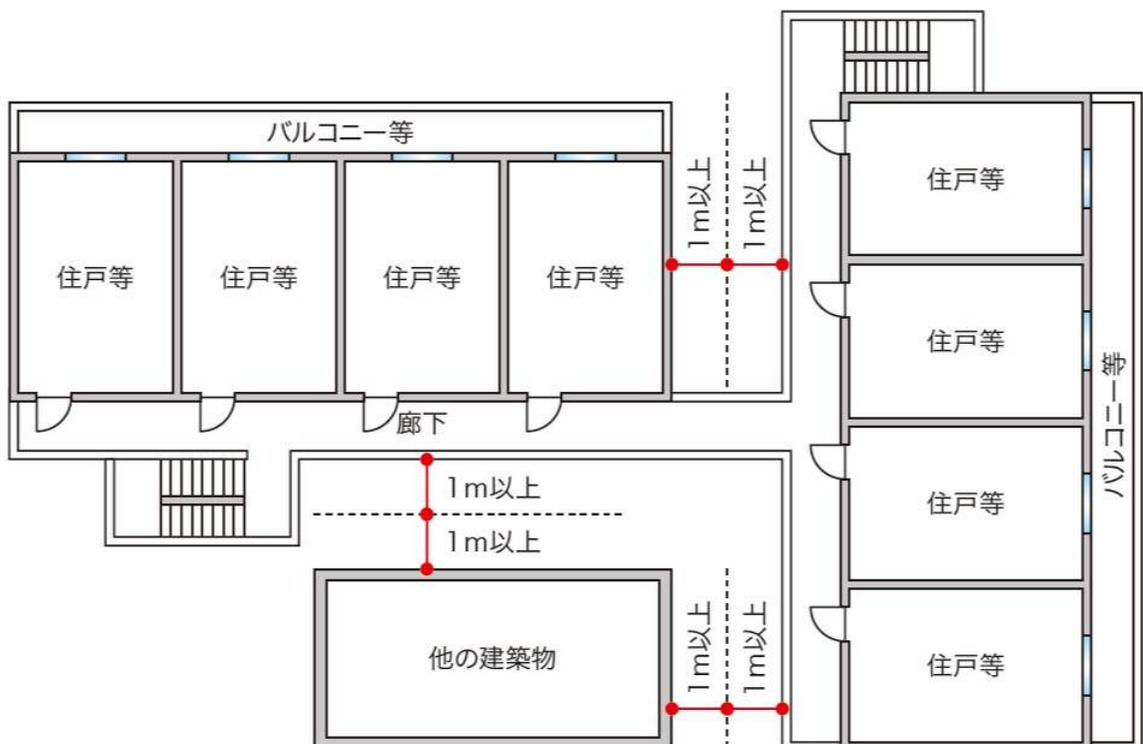
(ア) 構造類型告示第4第2号(1)の規定により、「すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1m以上離れていること」

が必要とされているが、ここでいう「他の建築物等との外壁」には、他の建築物等の外壁のほか、同一の特定共同住宅等の外壁、廊下及び階段室等に面した当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等を含むものであること。次によること。

(廊下型特定共同住宅等〔隣地境界線から廊下までの距離〕)



(廊下型特定共同住宅等〔他の建築物等の外壁から廊下までの距離〕)

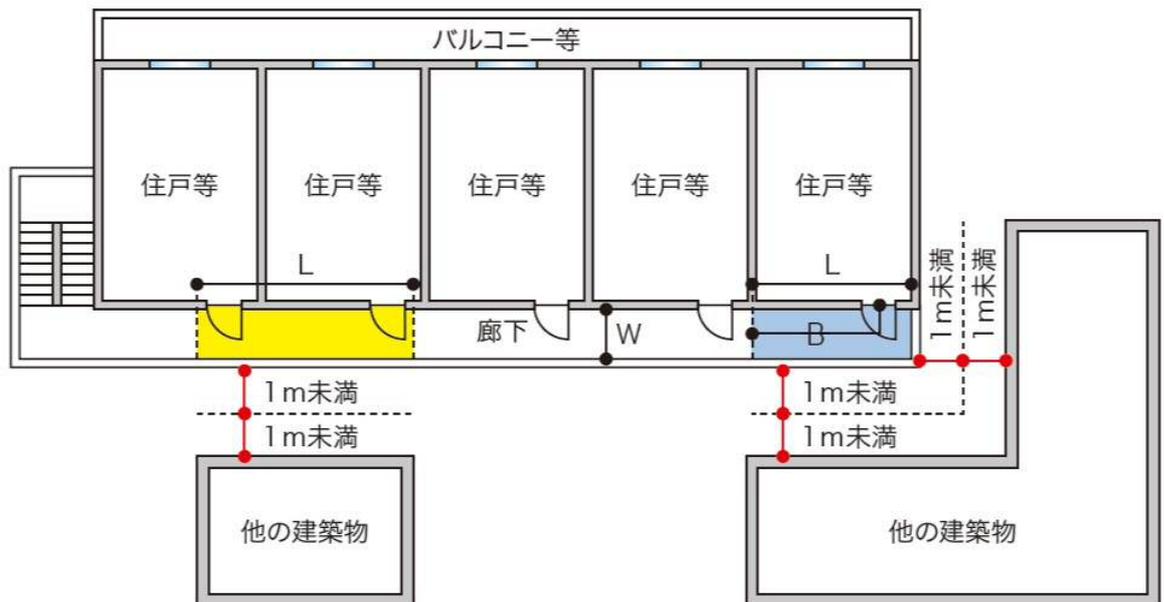


廊下と他の建築物等間の中心線：-----

(イ) 開放型廊下又は開放型階段室等のうち、その一部が、隣地境界線又は他の建築

物等の外壁との中心線から1 m未満であるときの取り扱いは、次によること。

- a 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満である部分が廊下端部を含まない場合で当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(ロ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁の中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。
- b 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。



- **黄色** 及び **青** 部分は、構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなしたとき、当該規定（当該壁等 $\leq$ 幅2m、かつ、相互間距離 $\geq$ 1m）を満たせば、構造類型告示第4第2号(1)の規定に適合しているものとして取り扱う。
- **黄色** 及び **青** 部分は、構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)の規定による検証を行った場合、当該規定を満たせば、構造類型告示第4第2号(1)の規定に適合しているものとして取り扱う。
- **青** 部分は、構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定（ $B \leq 6$ m、かつ、 $4W$ ）を満たせば、構造類型告示第4第2号(1)の規定に適合しているものとして取り扱う。

c 他の建築物等の外壁のうち、次に掲げる構造のものについては、当該部分は他の建築物等の外壁の中心線から1 m未満の位置にないものとして取り扱って差し支えないものであること。

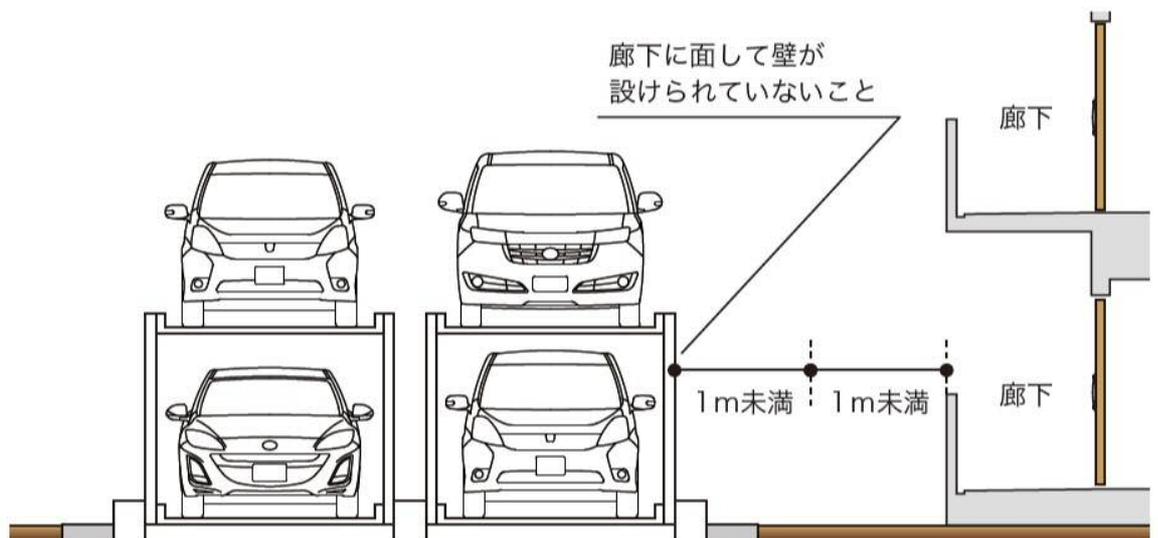
(a) 多段方式の機械式駐車場（廊下及び階段室に面して壁が設けられていないものに限る。次の（b）において同じ。）

(b) カーポート、サイクルポート

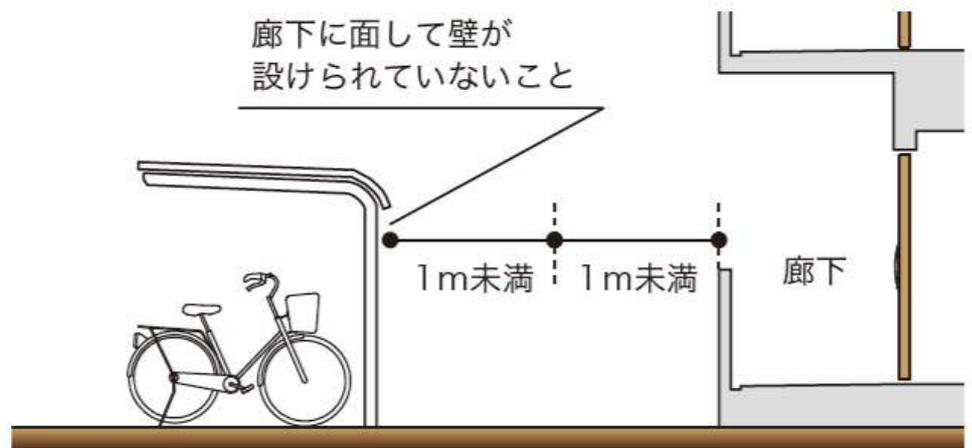
(c) 不燃材料で造られたメッシュフェンス、ネットフェンス等

(d) 廊下の手すり等の高さに満たない塀、擁壁等

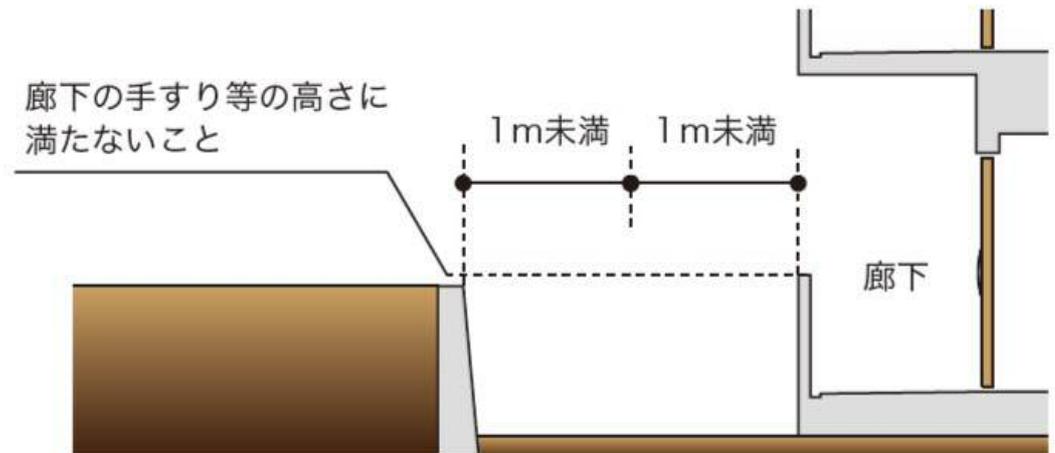
(多段方式の機械式駐車場の例)



(サイクルポートの例)



(廊下の手すりの高さに満たない擁壁の例)



ウ 開放性の判断基準

構造類型告示第4第2号(4)及び(5)に規定する廊下及び階段室等の開放性の判断基準は、次によること。

(ア) 火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等の開放性の検証を行うこと。ただし、倉庫、電気室、受水槽室、ポンプ室、機械室その他これらに類する室又は避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分については、開放性の検証を要しないこと。

(イ) 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性の検証を行うこと。

(ウ) 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)若しくはロ又は同号(5)イ若しくはロの規定は、設計者により、いずれかを選択することができるものであること。ただし、開放型特定共同住宅等の一の階において、異なる検証方法を混在することは認められないものであること。

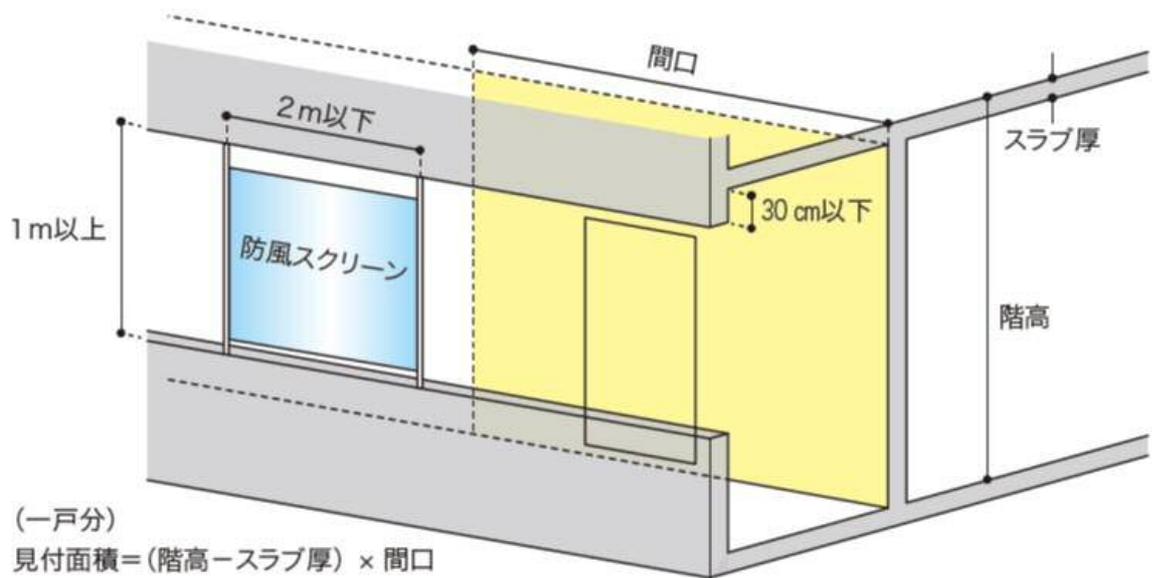
(エ) 住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性の検証を要しないこと。

(オ) 廊下と一体的な空間を有していると認められる廊下と門扉で区画されている玄関前ポーチ（住戸、管理人室又は共用室の専有部として使用される部分）は、廊下として取り扱い、開放性の検証を行うこと。

エ 開放型廊下

(ア) 開放型廊下の判断基準

a 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の開放型廊下の判断基準の適用については、次によること。

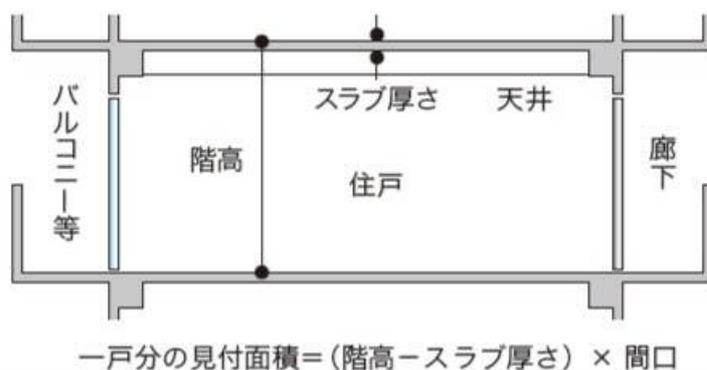


- b 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「見付面積」とは、住戸、共用室及び管理人室（避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除く。）の廊下に面した部分の幅に、当該住戸、共用室及び管理人室の階高からスラブ厚を減じた高さを乗じて得た数をいうものであること。

(平面図)

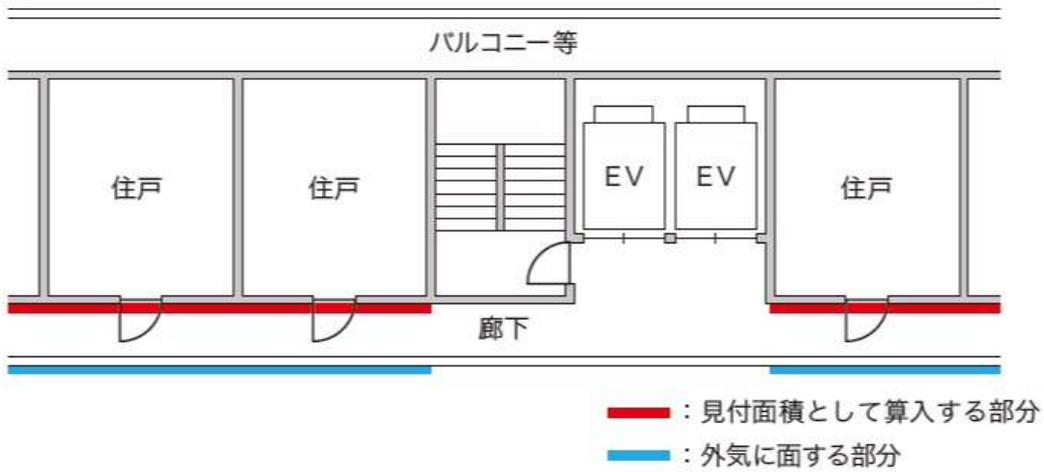


(断面図)

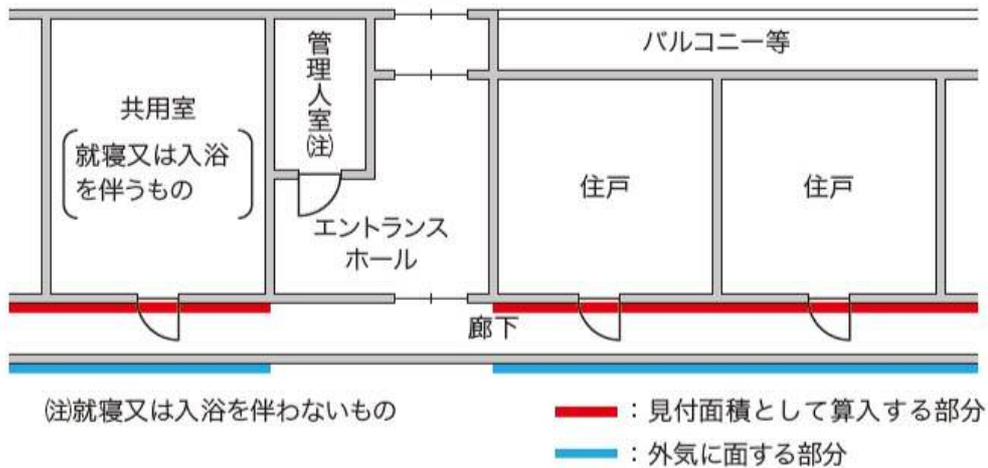


- c 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aに規定する「当該階の見付面積」として算入する部分及び外気に面する部分は、次によること。

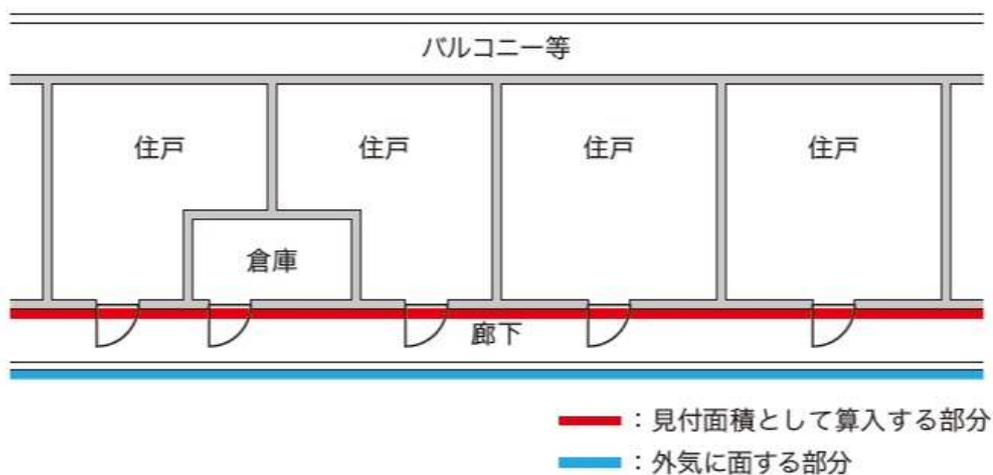
(例1)



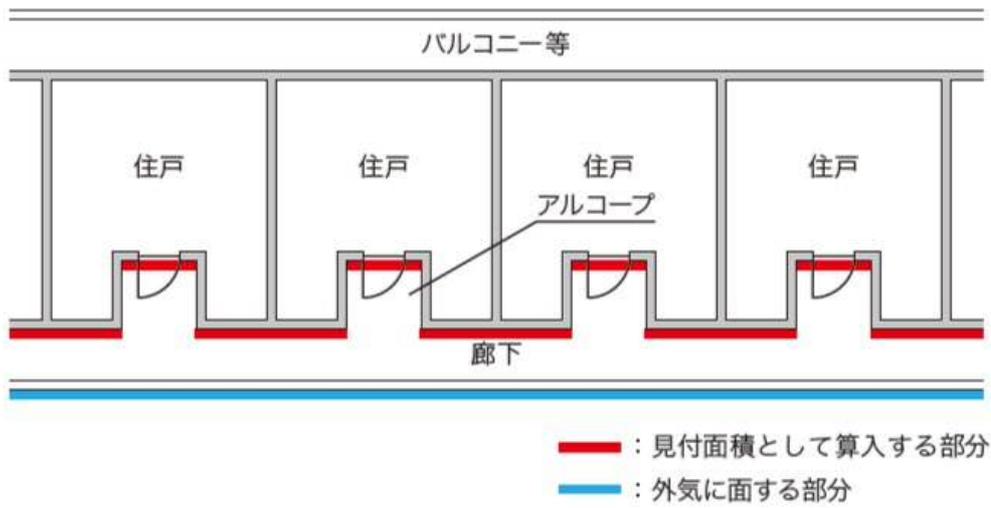
(例2)



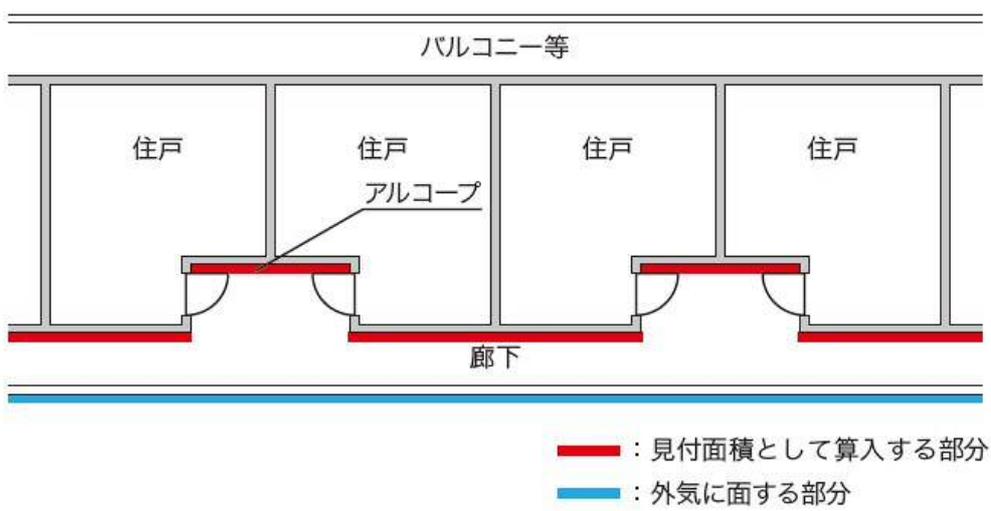
(例3)



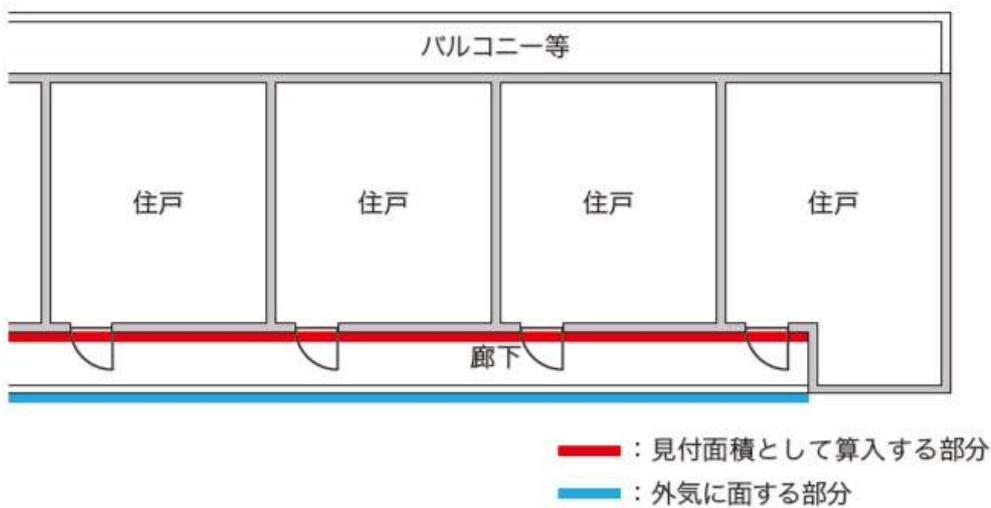
(例4)



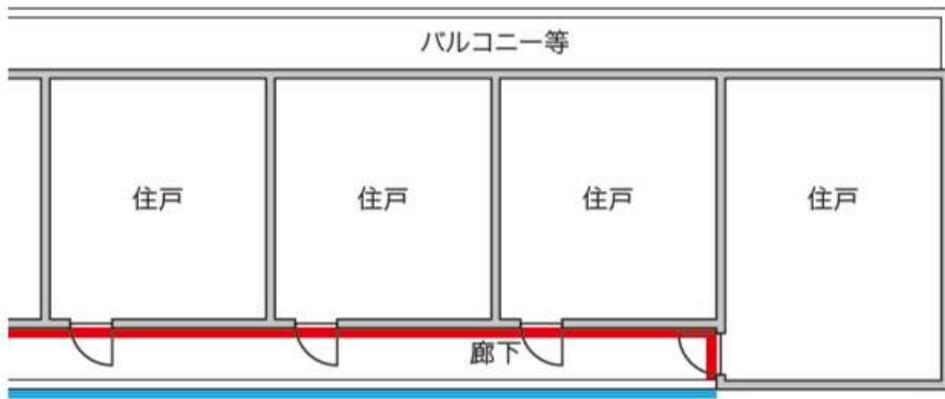
(例5)



(例6)

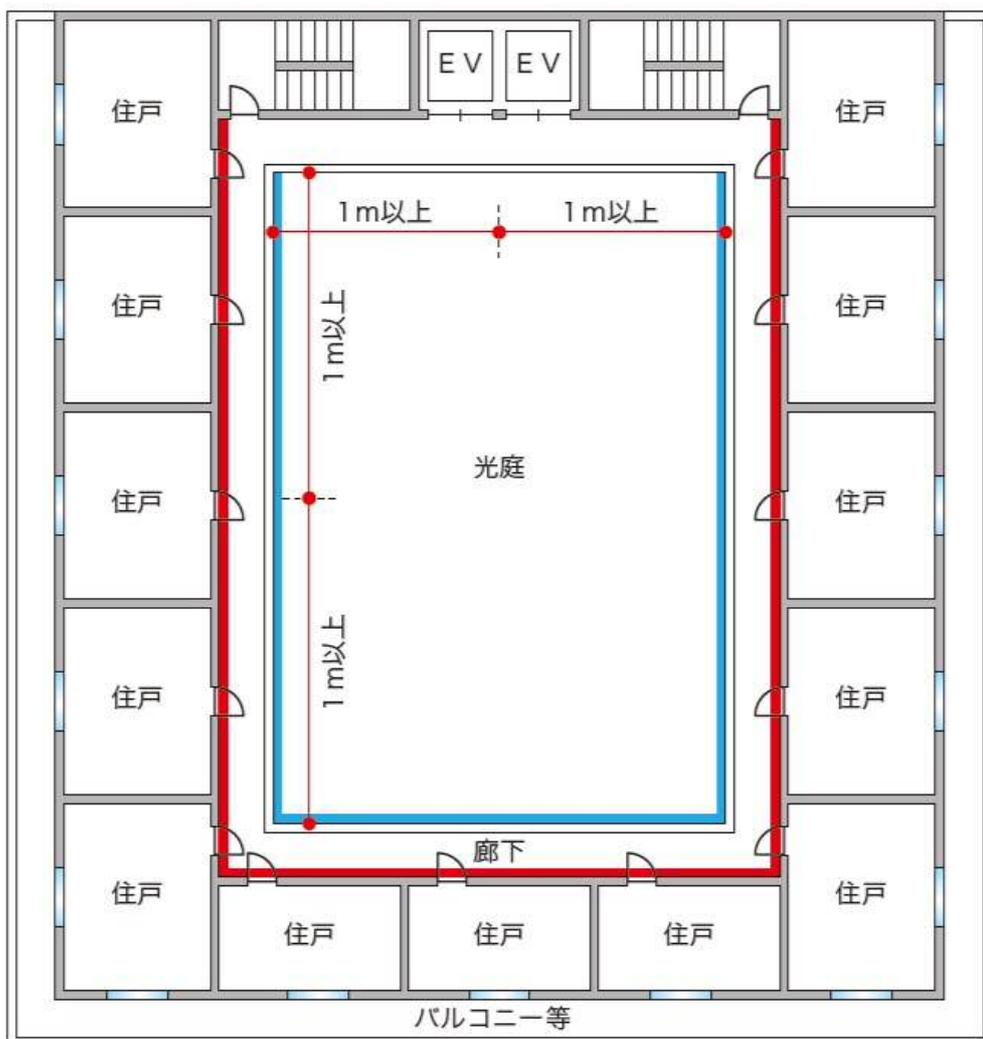


(例7)



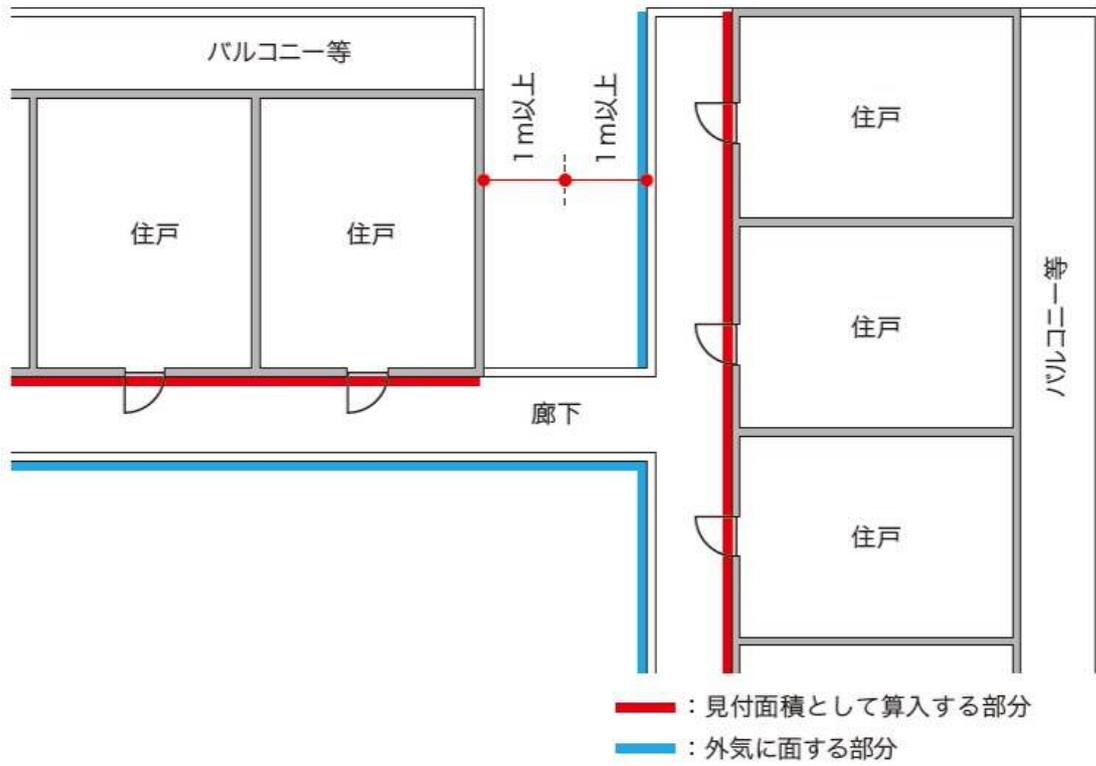
— : 見付面積として算入する部分  
— : 外気に面する部分

(例8)

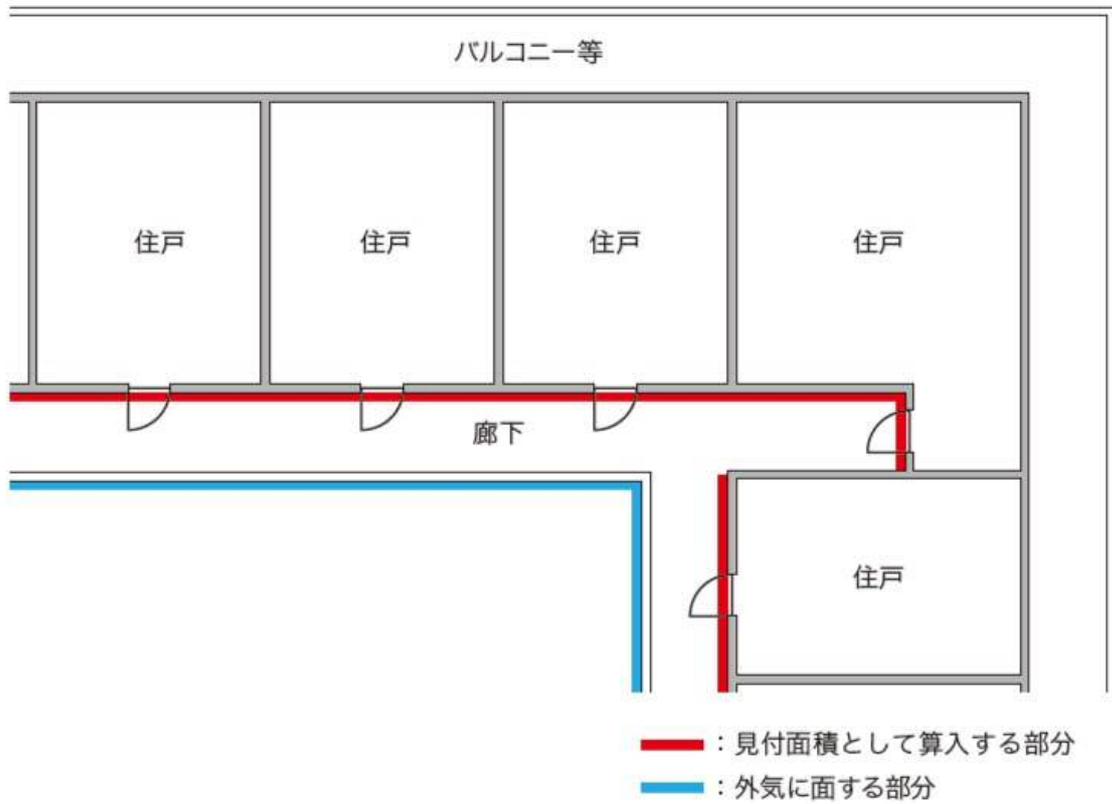


— : 見付面積として算入する部分  
— : 外気に面する部分

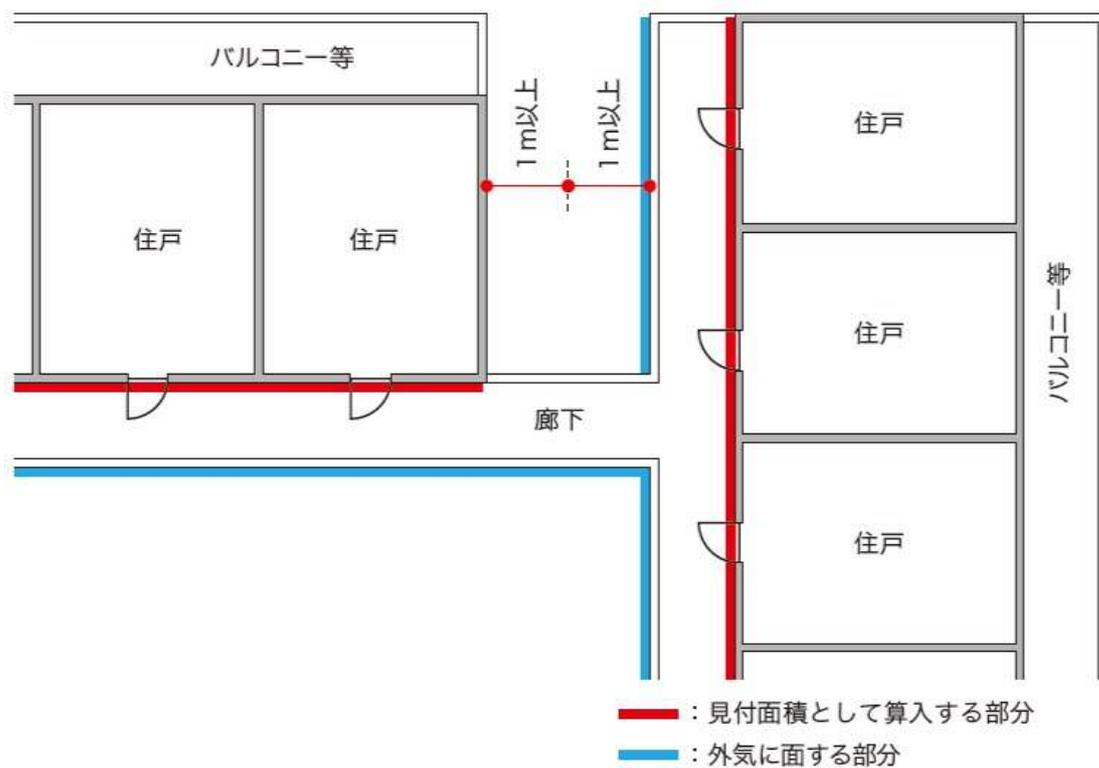
(例10)



(例9)

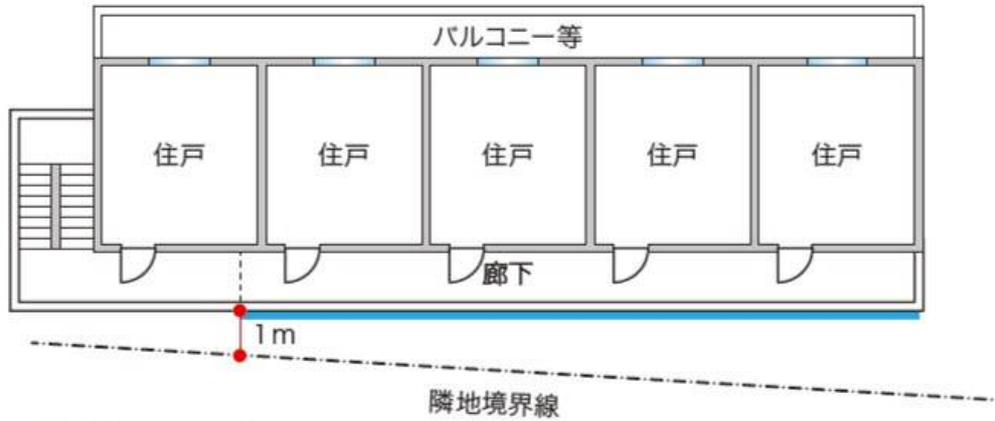


(例10)



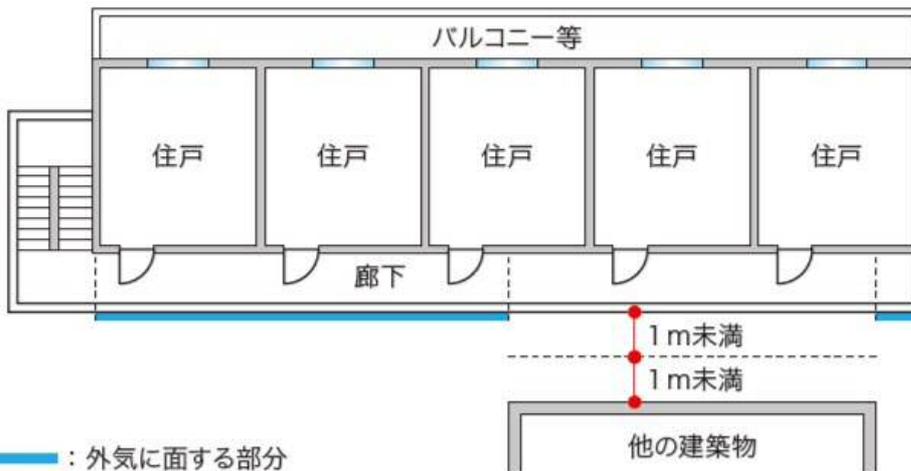
d 隣地境界線及び他の建築物等との距離による開放型廊下の外気に面する部分の判断は、次による。

(例1)



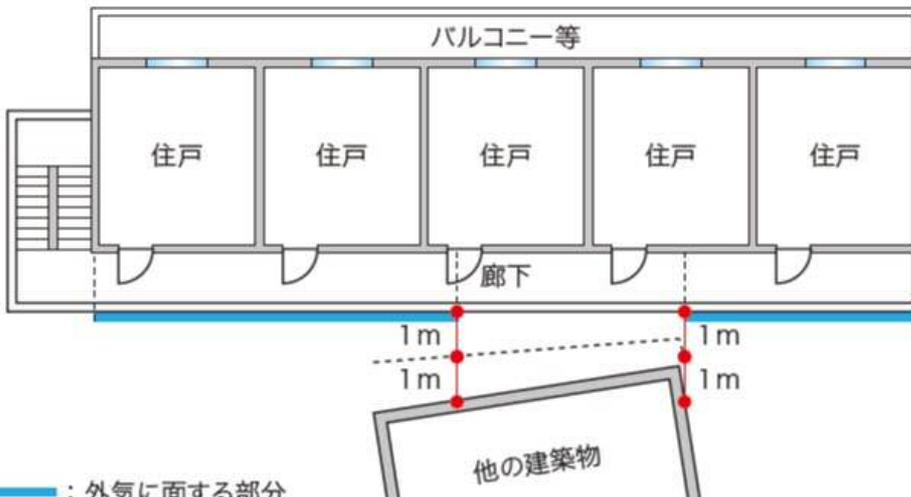
— : 外気に面する部分

(例2)



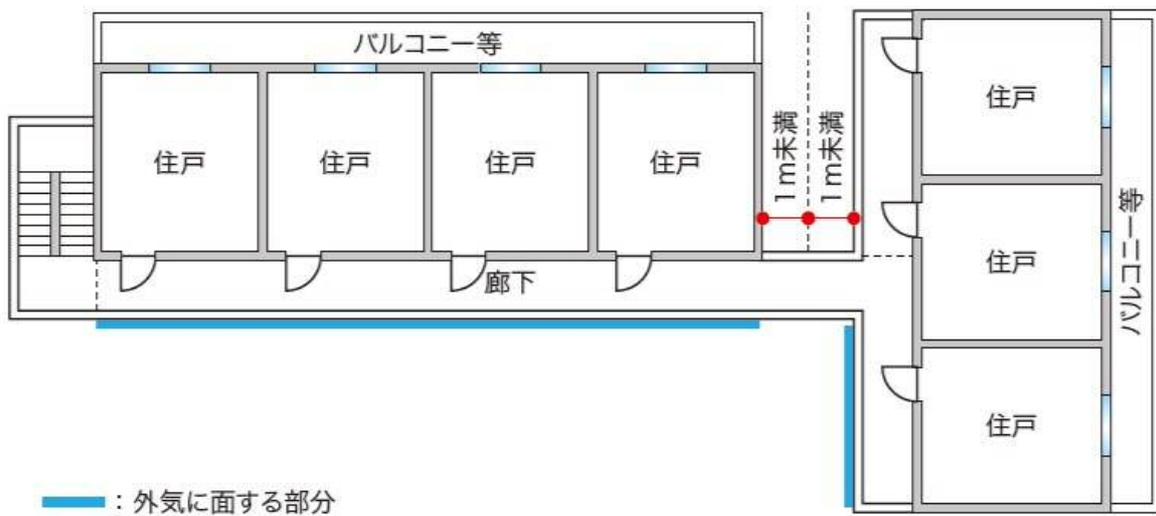
— : 外気に面する部分

(例3)

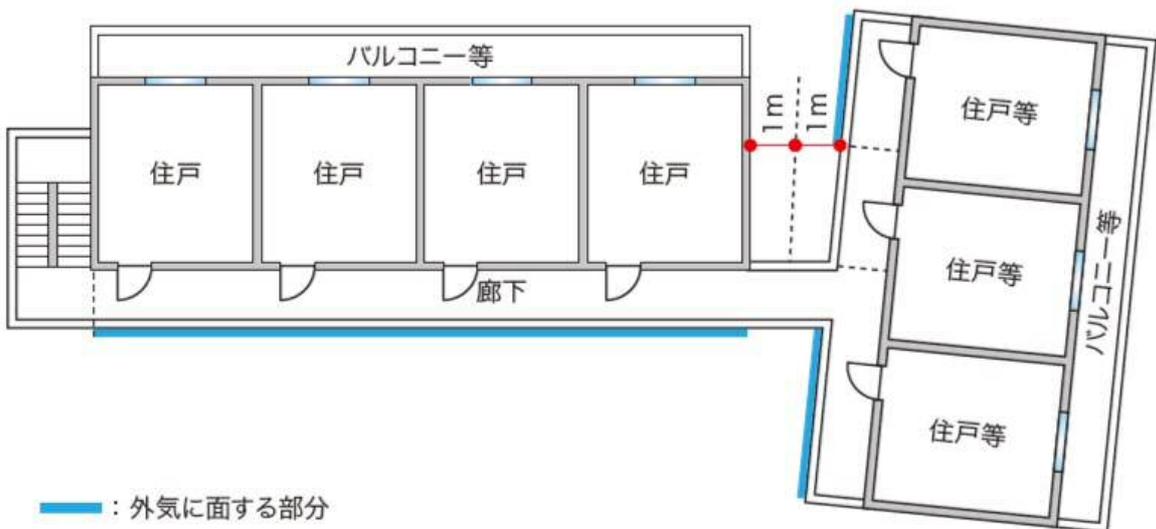


— : 外気に面する部分

(例4)

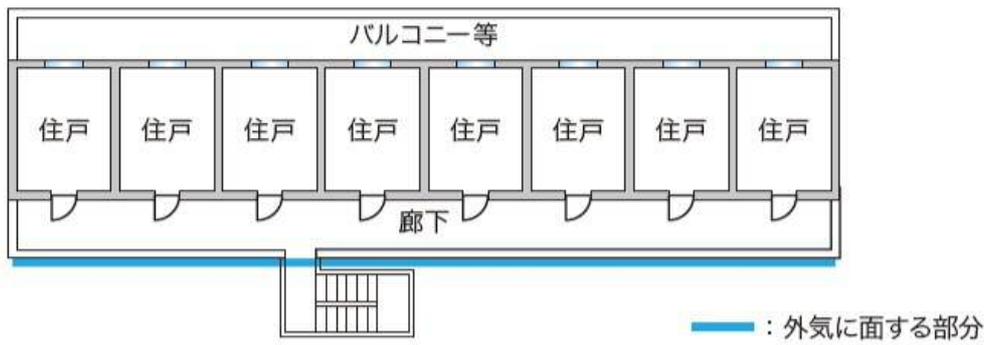


(例5)

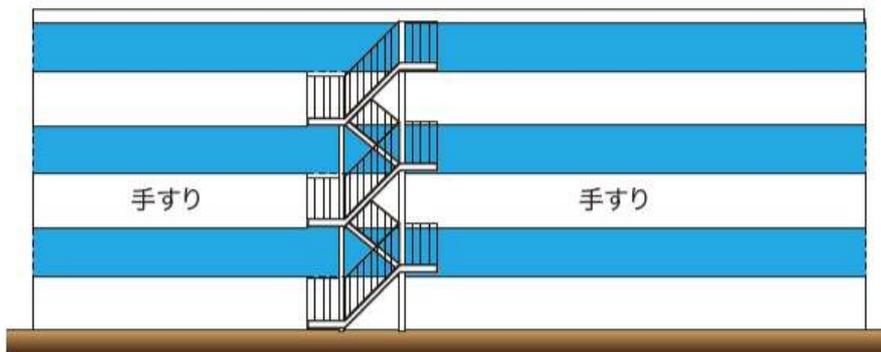


- e 廊下に面して開放型階段（廊下と階段の踊り場に高さが30 cmを超える垂れ壁等が存しないものに限る。）を設けた場合、外気に面する部分の面積の取り扱いは、次により判断し、検証すること（開放型階段が隣地境界線又は他の建築物等との外壁との中心線から1 m以上離れている場合に限る。）。

(例1) 平面図



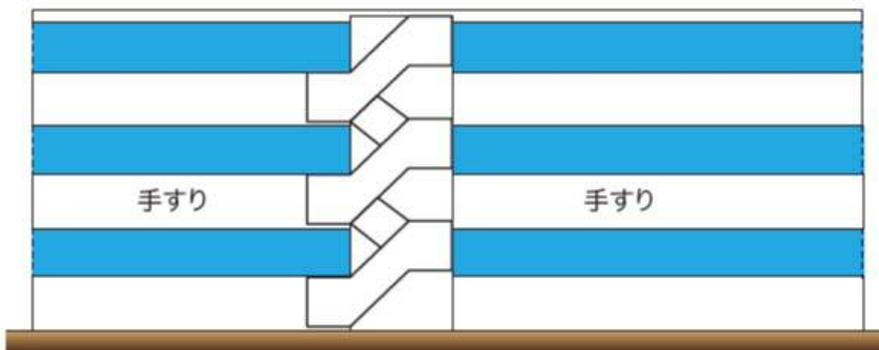
立面図



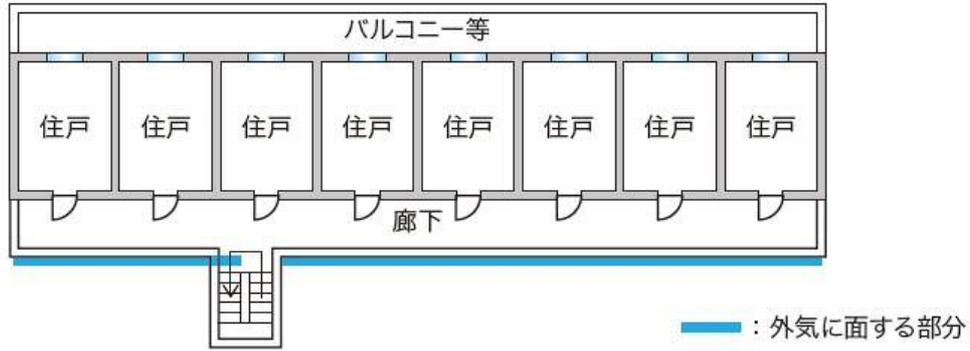
(例2) 平面図



立面図



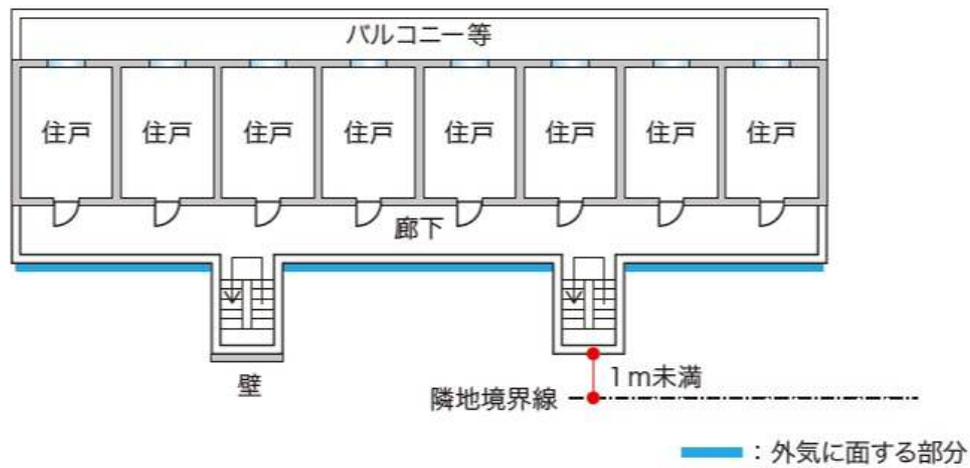
(例3) 平面図



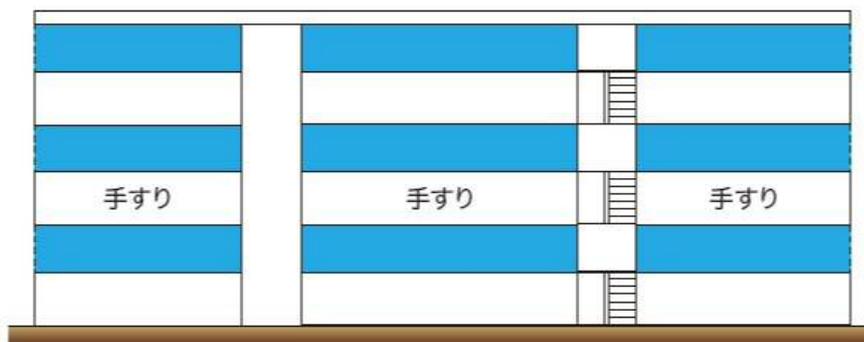
立面図



(例4) 平面図



立面図



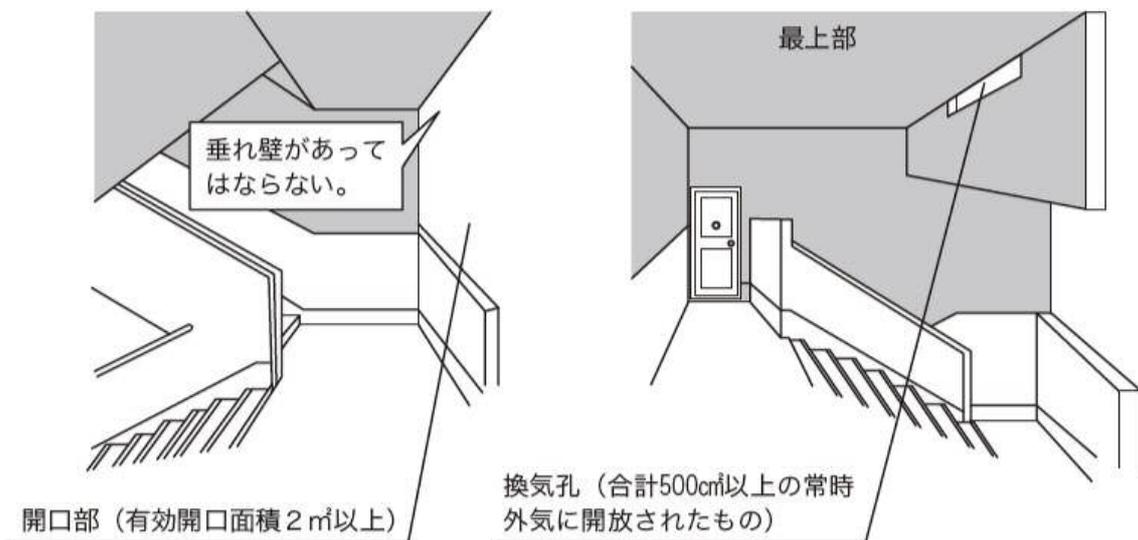
## オ 開放型階段

### (ア) 開放型階段の判断基準

構造類型告示第4第2号(5)イに規定する「階段室等は、平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有すること」とは、階段の各階又は各階の中間の部分ごとに設ける直接外気に開放された排煙上有効な開口部で、次のa及びbに該当するものとする。

- a 開口部の開口面積は、 $2\text{ m}^2$ 以上であること。
- b 開口部の上端は、当該階段の部分の天井の高さの位置にあること。

ただし、階段の部分の最上部における当該階段の天井の高さの位置に $500\text{ cm}^2$ 以上の外気に開放された排煙上有効な換気口がある場合は、この限りでない。



### (3) 二方向避難・開放型特定共同住宅等

二方向避難・開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等における火災時に、すべての住戸、共用室及び管理人室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して安全に避難できるようにするため、避難階又は地上に通ずる2以上の異なった避難経路を確保し、かつ、その主たる出入口が開放型廊下又は開放型階段に面していることにより、特定共同住宅等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特定共同住宅等であって、(1)及び(2)の要件を満たすものであること。

### (4) その他の特定共同住宅等

二方向避難型特定共同住宅等、開放型特定共同住宅等、二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等をいうものであること。

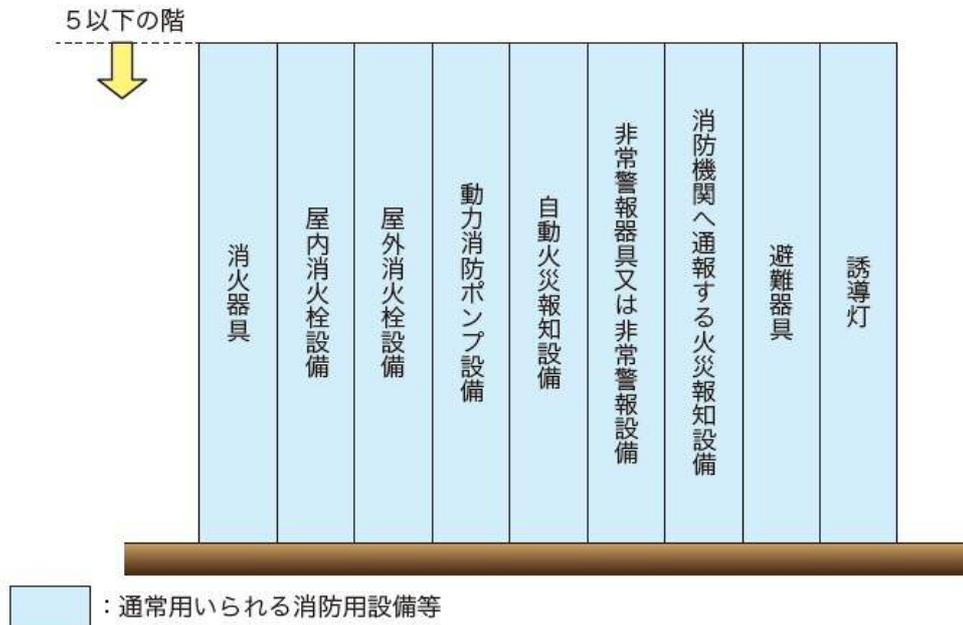
3 特定共同住宅等において、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置区分について

特定共同住宅等（福祉施設等を除く。）において、火災の拡大を初期に抑制する性能及び火災時に安全に避難することを支援する性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、次によること。

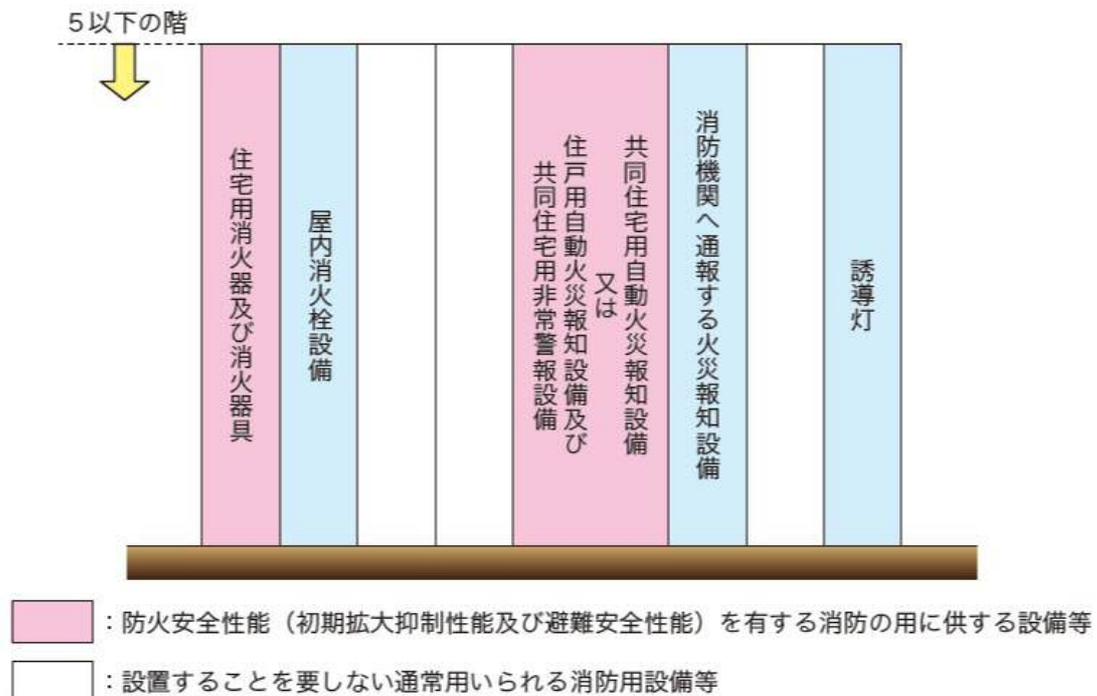
(1) 二方向避難型特定共同住宅等

○二方向避難型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



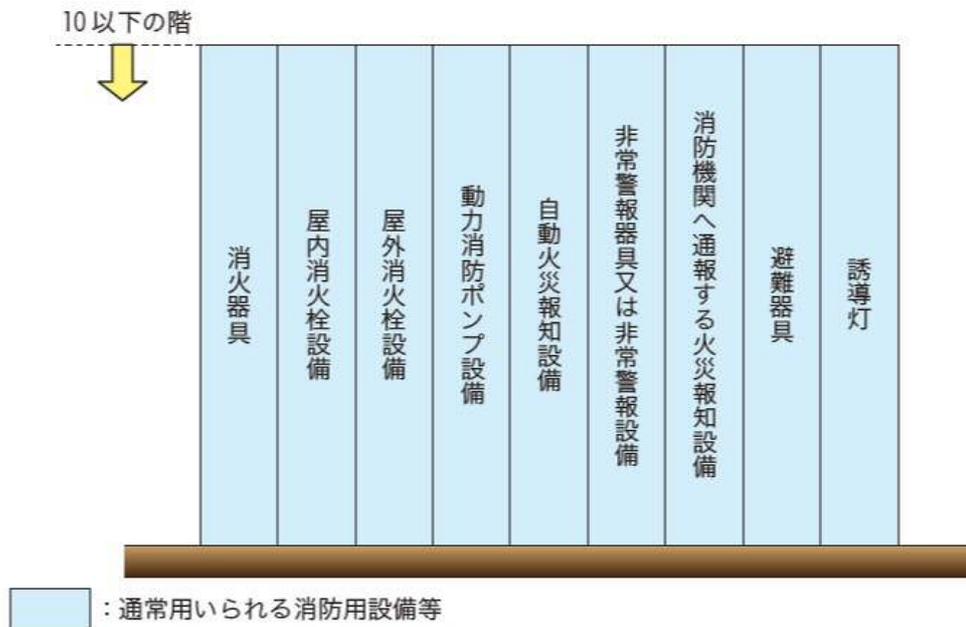
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



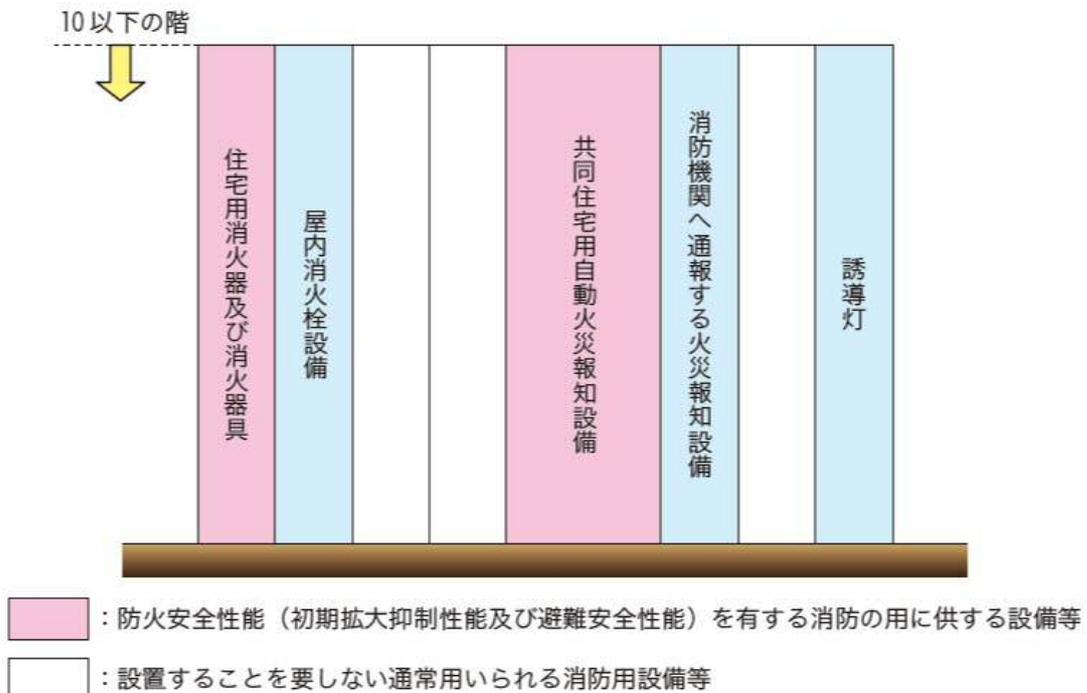
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○二方向避難型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



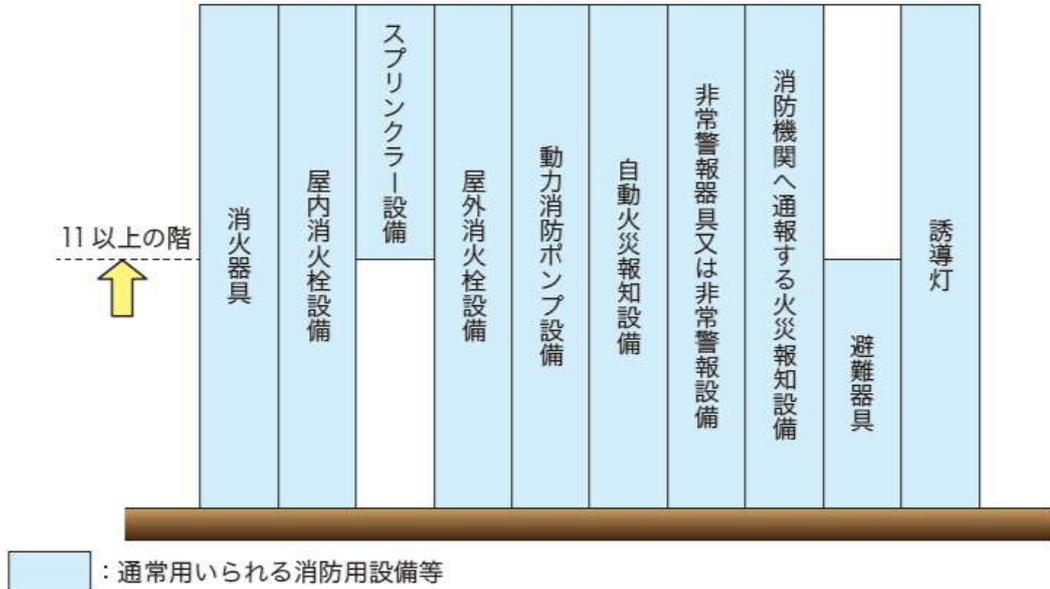
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



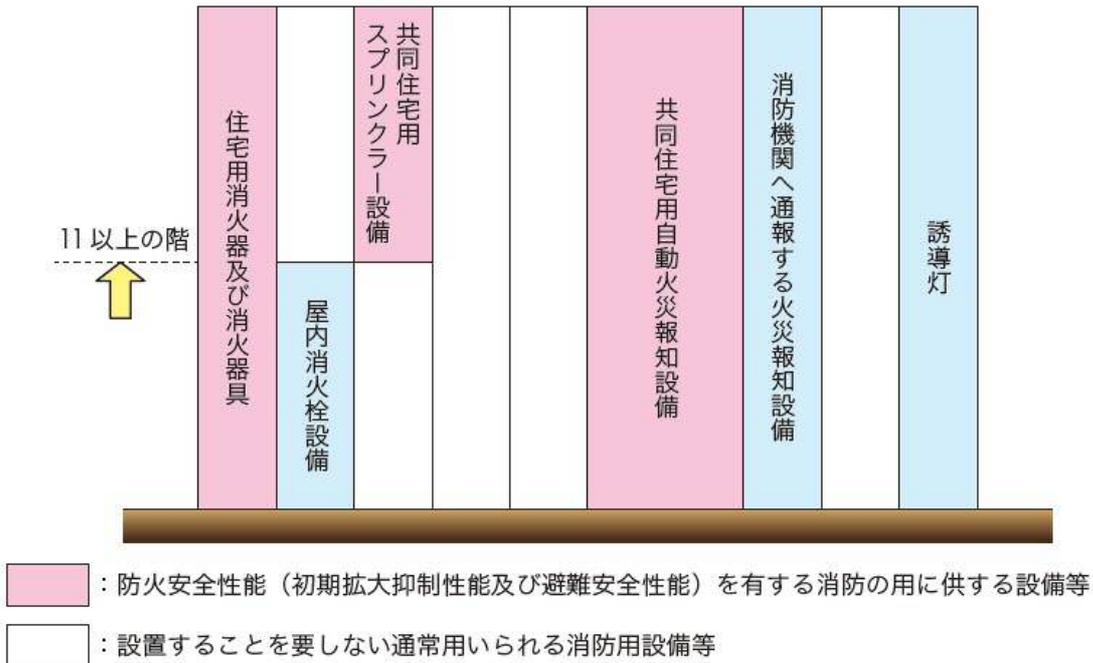
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○二方向避難型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注）図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

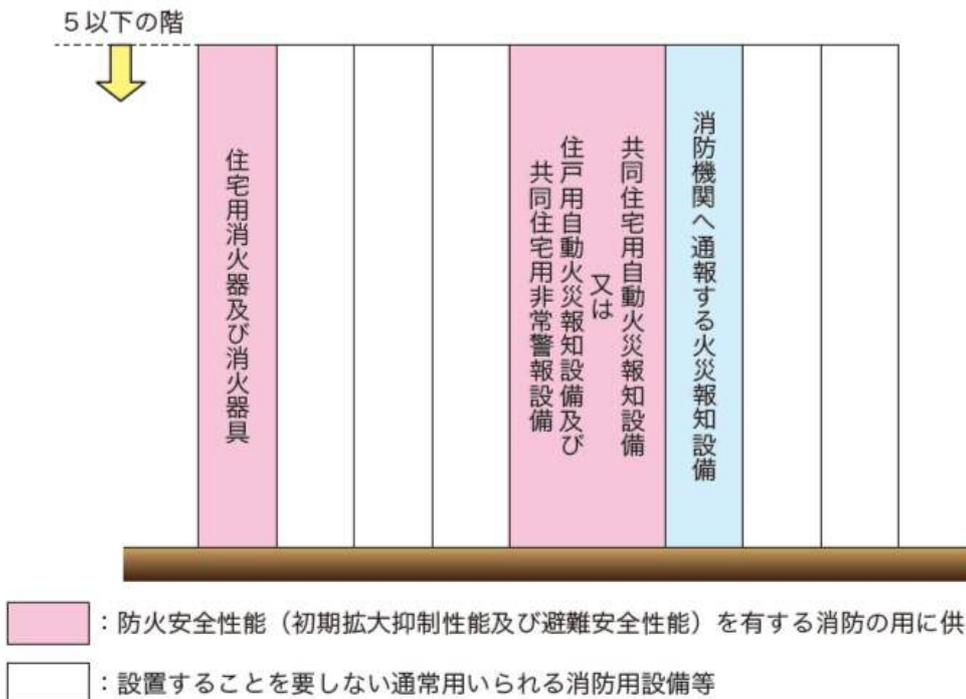
(2) 開放型特定共同住宅等

○開放型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が5以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



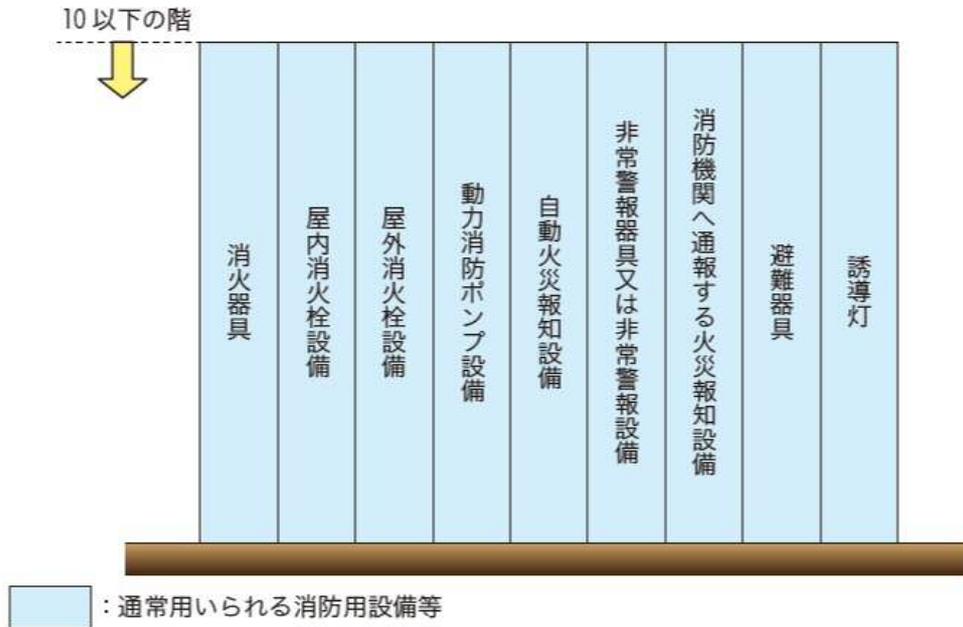
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



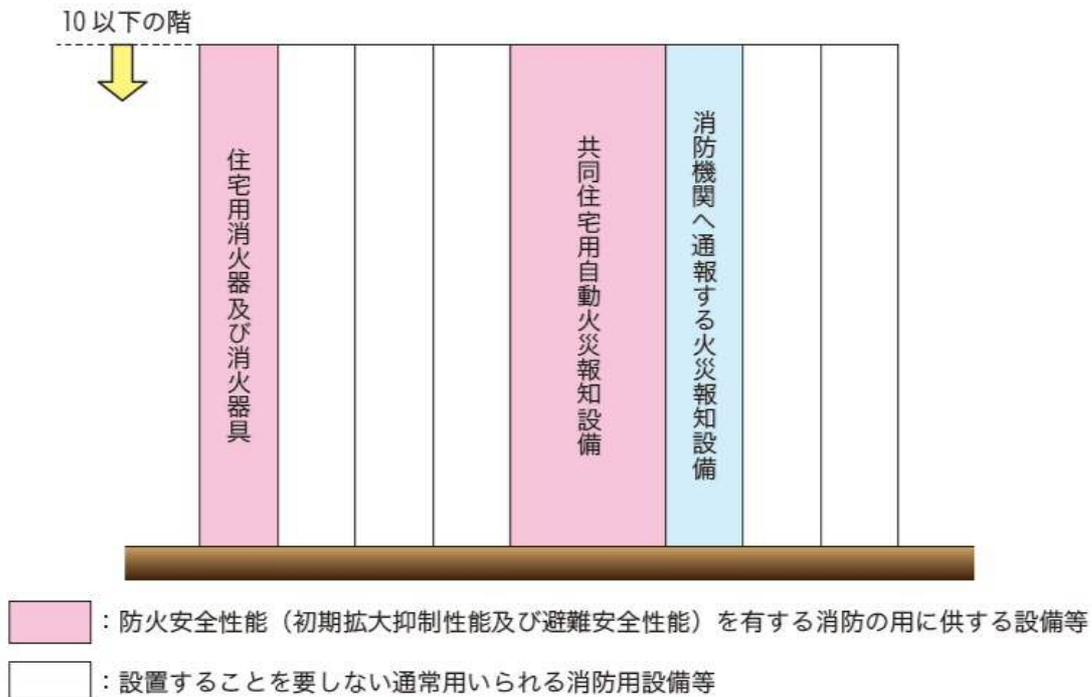
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

○開放型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



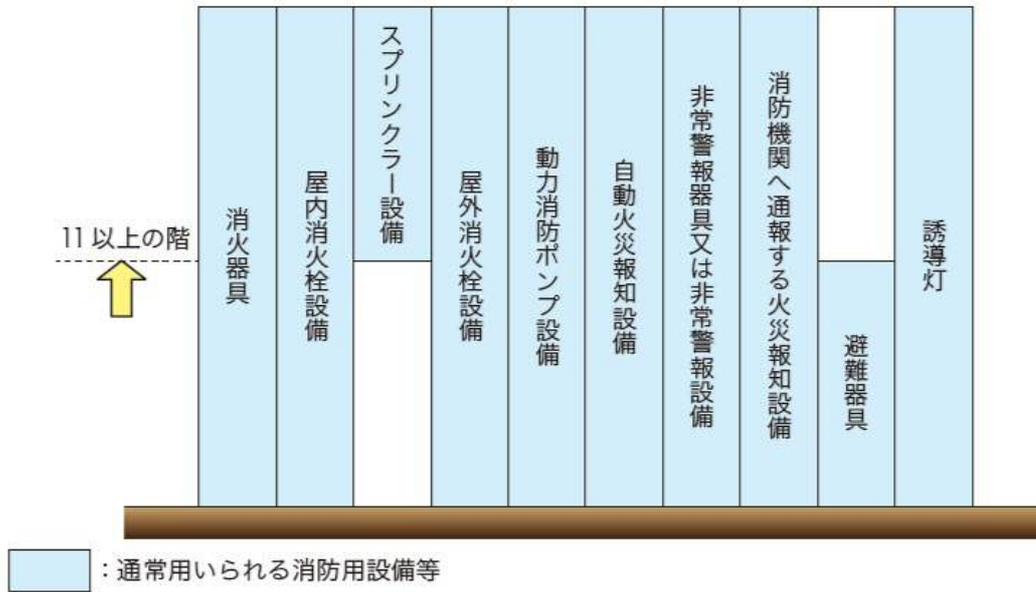
（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



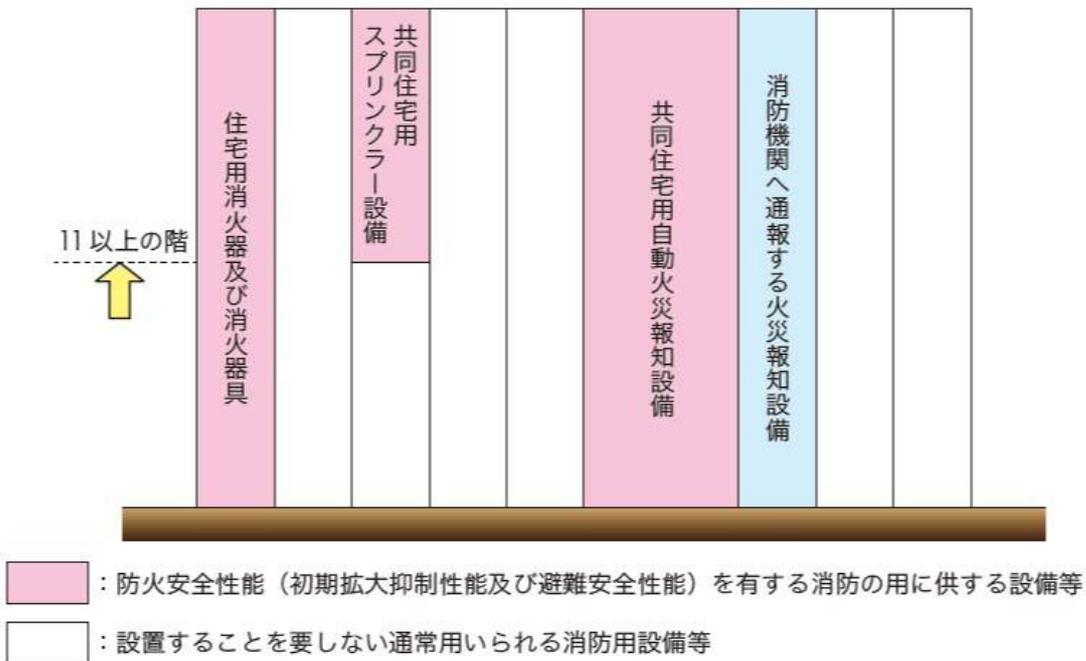
（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものと。

○開放型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等 注）



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものと。

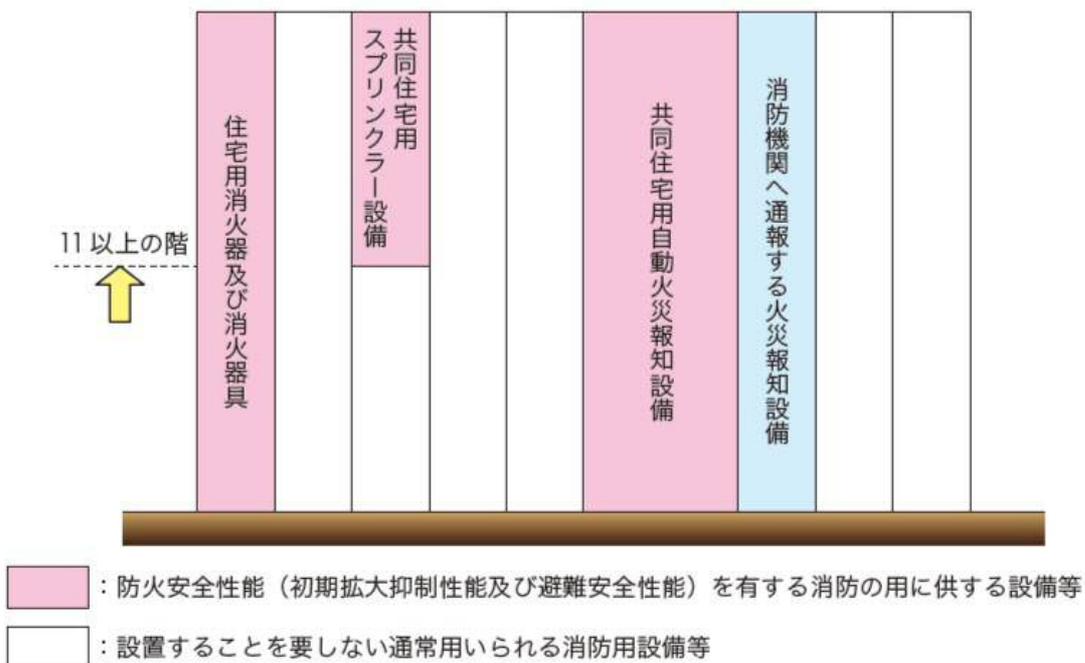
(3) 二方向避難・開放型特定共同住宅等

○二方向避難・開放型特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が11以上のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）

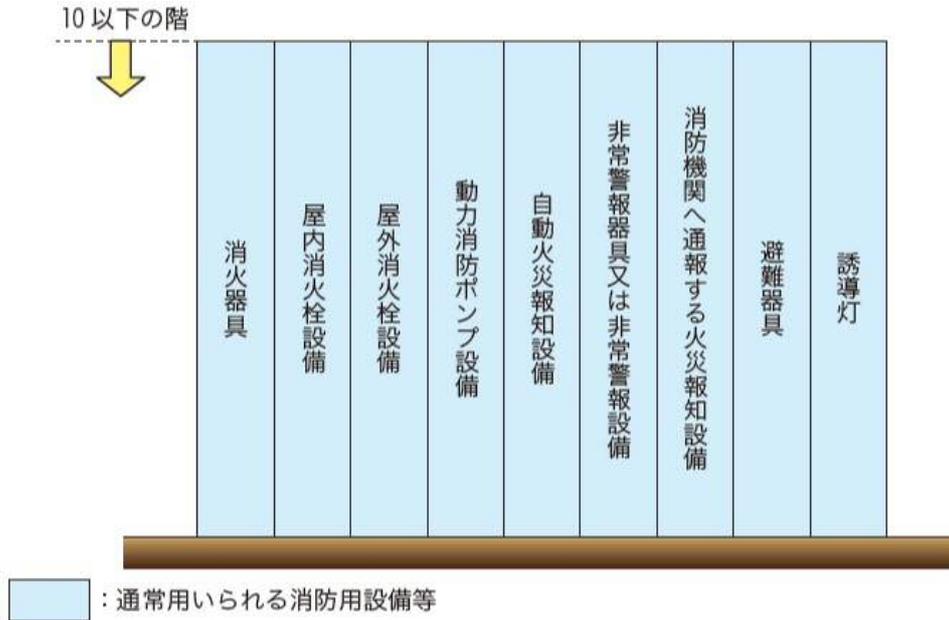


（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

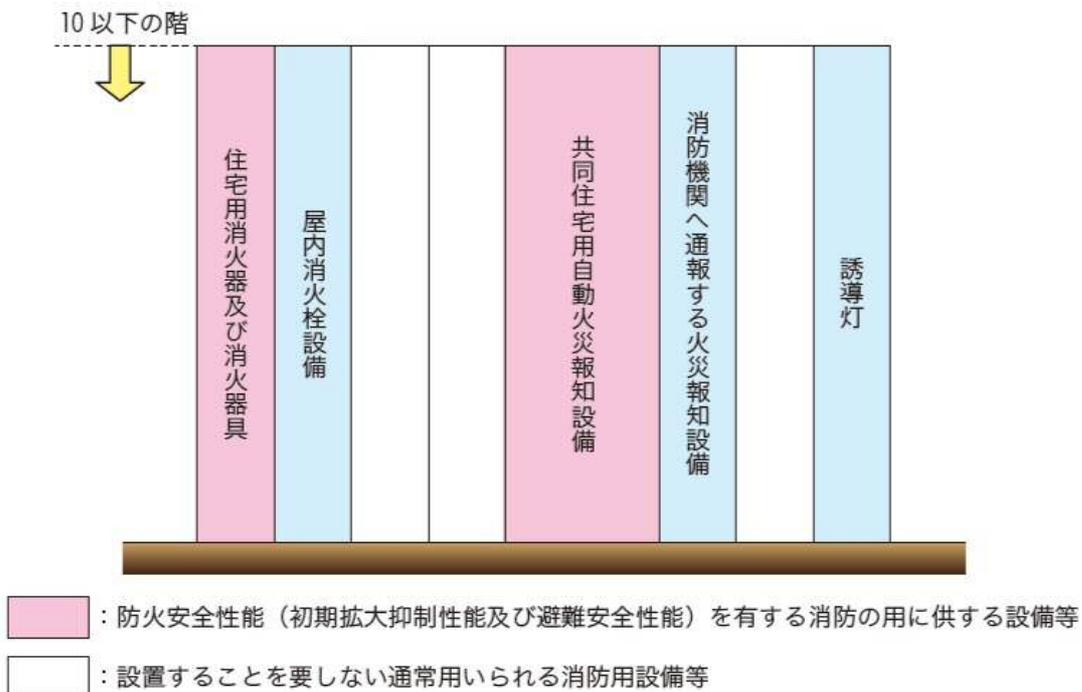
(4) その他の特定共同住宅等

○その他の特定共同住宅等（福祉施設等を除く。地階を除く階数が10以下のもの）

（通常用いられる消防用設備等（注））



（防火安全性能（初期拡大抑制性能及び避難安全性能）を有する消防の用に供する設備等）



（注） 図中に表記のない通常用いられる消防用設備等は、政令の規定に基づき設置するものであること。

# 高層建築物及び大規模建築物に関する指導基準★

## 第1 目的

この基準は、高層建築物（高さ 31mを越える建築物又は 11 階以上の建築物をいう。）のうち、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 34 条第 2 項の規定により非常用の昇降機の設置を要する建築物及び大規模建築物（省令第 12 条第 1 項第 8 号に規定する防火対象物をいう。以下同じ。）における出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消防活動における容易性の確保等を図るための指導に関し、関係法令で定める規定によるほか必要な事項を定め、もって建築物の安全化を推進することを目的とする。

## 第2 安全対策

### 1 防火区画

- (1) 高層部（高さ 31mを越える部分又は 11 階以上の部分をいう。以下同じ。）は、階ごとに 2 以上の防火区画（耐火構造の床若しくは壁又は防火戸による区画をいう。以下同じ。）により区画するとともに、2 以上の避難経路が確保されていること。ただし、100 m<sup>2</sup>未満ごとに防火区画した場合は、この限りでない。
- (2) 前（1）により区画する防火戸の上部又はその直近には、概ね 0.3m以上の防煙上有効な垂れ壁を設けること。
- (3) 高層部は、避難経路となる廊下等と居室等を防火区画し、居室等の出入口の上部には概ね 0.3m以上の防煙上有効な垂れ壁を設けること。
- (4) 換気、暖房、冷房設備等の風道は、各階の床を貫通しないこと。（例図 1）ただし、耐火構造で造られた専用シャフト等に収納された新鮮空気供給風道又は排気風道で、複数階に分岐しないものにあつては、この限りでない。
- (5) 前（4）によりがたい場合は、数階層ごとに区分する方式とすることができるものであること。（例図 2）
- (6) エレベーターロビー（非常用エレベーターを除く。）は、他の部分と耐火構造の壁、床及び随時開くことができる自動閉鎖装置付（以下「常時閉鎖式」という。）の防火戸若しくは随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する（以下「煙感知器連動閉鎖式」という。）防火戸で区画すること。（例図 3）
- (7) エスカレーターの防火区画にシャッターを用いる場合は、防火戸と同等以上の性能を有するガラス等を固定して設けるなど、シャッターの降下障害が生じない措置を講ずること。（例図 4）
- (8) 電線類のシャフトは、各階ごとに耐火構造の床を設け、電線類が貫通する部分は、

国土交通大臣が認めた延焼防止上有効な措置を講ずること。

(9) 給水、排水管等のシャフトは、前(8)の例によること。

(10) 防火区画を構成する防火戸にはラッチを設けるなど、火災圧、ドラフト圧及び外気風圧により当該防火戸が開放状態とならない措置を講ずること。

(11) 厨房等の火気使用室は、他の部分と防火区画し、開口部には常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の防火戸を設けること。

## 2 内装

(1) 壁及び天井の下地を不燃材料で造り、仕上げは準不燃材料とすること。

(2) 天井面に設ける照明用のカバーは、可燃材を用いないこと。

## 3 安全空間

高層部には避難上及び防火上安全で、かつ、消防活動に有効な「安全空間」を次により設けること。(例図5)

(1) 耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸により区画すること。

(2) 前(1)の防火戸は、常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式とすること。

(3) 特別避難階段に直結し、相離れた位置に2箇所以上設けること。

(4) 階の避難者が滞留できるだけの十分な広さとすること。

## 4 避難施設

(1) 居室の各部分から2以上の方向に避難経路が確保されていること。ただし、100㎡未満の居室にあっては、この限りでない。

(2) 階ごとに、次のアからクまでに定めるバルコニー又は建築基準法に規定する避難階段(屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。)又は特別避難階段を、相離れた位置に2箇所以上設けること。(例図6)

ア 避難バルコニーは、避難階の直上階まで連続して設けるとともに、道路、広場等避難上有効な空地に面し、かつ、はしご車が有効に架梯できる位置とすること。

イ 避難バルコニーは、安全空間又は廊下等の共用部分に接続して設けること。

ウ 避難バルコニーは、奥行き1m以上かつ2m以下、長さ4m以上とし、安全空間以外の他の用途部分とは防火区画(防火戸にあっては特定防火設備に限る。)し、当該避難バルコニーの3m以内の距離にある窓等は、防火戸とすること。

エ 屋内から避難バルコニーへ通ずる出入口には、誘導灯のB級と同等以上の器具(予備電源内蔵式)を用い、「避難バルコニー」(表示面は白地、文字は黒字)と表示すること。

オ 避難バルコニーの出入口を施錠する場合は、次のいずれかの方法により解錠で

きること。

(ア) 電気錠により施錠管理する場合は、通電時施錠型とし、自動火災報知設備の作動と連動して解錠する装置及び防災センターからの遠隔解錠装置により一斉に解錠できる装置を設けること。

(イ) 屋内からは容易に破壊できるカバー付の手元非常解錠装置を設け、屋外からは手動により解錠できる装置を設けること。

(ウ) その他これらと同等の解錠機能を有するものとする。

カ 避難バルコニーには、安全上有効な高さ 1.1m 以上の手すりを設けること。

キ 避難バルコニーには、相互に同一垂直線上とならない位置に有効 0.6m 角以上の転落防止措置を講じた開口部を設け、当該開口部に直上、直下の階へ連絡する幅 0.4m 以上の固定の金属製はしご等を設けること。

ただし、避難階の直上階に設けるものにあつては、固定式としないことができる。

ク バルコニーの床は、耐火構造とすること。

(3) 高層部へ通ずる直通階段は、避難階において上階側と下階側とが防火区画（防火戸にあつては、特定防火設備に限る。）により安全に区画されていること。ただし、開放廊下等に接続した常時開放開口部を持った階段にあつては、この限りでない。

(4) 特別避難階段の附室で、外気に向かって開くことができる窓は、防災センターにおける遠隔操作式又は煙感知器連動開放式とし、一斉開放（開放ロック付）が可能であること。

(5) 階段室内には、非常電源内蔵式照明器具により階数を表示すること。

(6) 特別避難階段の附室（バルコニーを含む。）から階段に通ずる出入口に設ける防火戸は、常時閉鎖式のものとする。

(7) 特別避難階段の附室に通ずる出入口の上部には、概ね 0.3m 以上の防煙上有効な垂れ壁を設けること。

(8) 特別避難階段の階段室及び附室に面して倉庫、湯沸室の出入口及び電線類等のシャフトの出入口を設けないこと。

(9) 用途や営業時間の異なる部分が共存する場合の防火戸には、相互に避難上の障害とならないよう自動火災報知設備の作動と連動して解錠する等の措置を講ずること。

## 5 火気使用設備

(1) L P G 燃料容器は、原則として持ち込み、設置及び使用はしないこと。

(2) 高層部における都市ガスの使用は、できる限り抑制すること。やむを得ず使用する場合は、ガス使用部分を一定場所に集中配置し、他の用途とは防火区画して、ガ

ス機器は立消え安全装置等の付置されたものとするほか、ガス機器の配管接続は、耐震措置を施した金属管、金属可撓管又は強化ガスホース等を用いてガス栓と接続すること。

- (3) 暖房用機器として、移動式のストーブ等（電気式のものを除く。）を持ち込まないこと。
- (4) 暖房等火気を使用する部分の排気ダクトは、専用とすること。
- (5) 暖房等で油脂類を使用する設備のあるフード及びダクト等には、初期消火に有効な自動消火装置等を設けること。

## 6 防災センター

- (1) 防災センターは、次により設けること。

ア 火災時に適切な対応ができる人員が常時いること。

イ 避難階又はその直上階若しくは直下階で、直接屋外へ避難できる出入口付近又は防災センターの出入口から屋外に通ずる一の出入口に至る通路部分が防火上他の用途部分と区画され、かつ、歩行距離 30m 以下となる位置に設けること。

ウ 非常用エレベーターの直近とすること。

エ 中央監視室との統一的運用が可能となる位置とすること。ただし、非常時に防災センターからの制御が可能となる機能を有する場合は、この限りでない。

オ 広さは、防災設備機器等を監視、制御、操作及び保守を容易にできる広さとするほか、消防活動の拠点として運用するための床面積（概ね 25 m<sup>2</sup>で、地階を除く階数が 15 以上のものにあつては、階数 5 以内ごとに概ね 5 m<sup>2</sup>を増した床面積とする。）を加えた広さとすること。

カ 他の用途部分と耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画され、かつ、内装は下地を含めて不燃材料により構成されていること。

キ 防災センターの同一区画内には、防災センター勤務者のための仮眠、休憩等をする部分を設けないこと。

ク 前キの仮眠、休憩等をする部分を設ける場合は、当該防災センターに近接した場所とし、防災センターとは防火、防煙区画するとともに、有効に情報連絡がとれる措置が講じられていること。

ケ 防災センターは、漏水、浸水等に対して適切な防水措置が講じられていること。

- (2) 防災センターには、当該防火対象物の電話交換機を経ることなく消防機関へ常時通報することができる電話を設けること。
- (3) 防災センターに設置する防災管理に関する全ての機器に供給する電源は、自家発電設備の回路に組み込むこと。

(4) 防災センターの換気、空調設備は専用とすること。ただし、防災センター用機器室の換気、空調設備と兼用しても支障ない。

(5) 防災センターには、携帯用拡声器具及び携帯用照明器具等を常備すること。

## 7 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備は、防火対象物全域が包括できるように設置すること。ただし、スプリンクラー設備の補助散水栓を防火対象物全域が包括できるように設置した場合は、この限りでない。

## 8 スプリンクラー設備

(1) 省令第13条第1項の規定は、原則として適用しないものとする。

(2) 高層部において、階層ごとのヘッド数が50以上のものにあつては、主配管径は150mm以上とし、双口送水口を2以上設けること。

(3) 非常用エレベーターの乗降ロビーに設けるスプリンクラー設備は、単独系統とし専用送水口を他の送水口付近に設けること。

(4) 制御弁は、特別避難階段の附室又は非常用エレベーターの乗降ロビーに設けること。なお、前(3)に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーに単独で設けたスプリンクラー配管の制御弁にあつては、原則として避難階の非常用エレベーターの乗降ロビーに設けること。

## 9 自動火災報知設備

(1) 非常用エレベーターの各階乗降用ロビーには、自動火災報知設備と連動した火災階表示盤(例図7)又は火災階表示盤と同等の機能を有し、かつ、防災センターの各種監視盤に表示される防災情報の一部が表示できる表示盤(CRT等)を設けること。

(2) 階段室等の竪穴区画の警戒区域は単独とし、地盤面からの垂直距離45mごとに一警戒区域(感知器ごとに設置場所が表示できるものを除く。)とすること。ただし、各階で水平区画されているシャフト等にあつては、その階の警戒区域に含めることができる。

## 10 ガス漏れ火災警報設備等

(1) ガス漏れ火災警報設備のガス漏れ検知器を、ガス使用設備の存する全ての部分に設けること。

(2) ガバナール室等には、ガス漏れ検知器を設けること。

(3) ガス導入圧力が低圧以外のガス配管は、溶接鋼管等とすること。

(4) ガス導入管が建築物の外壁を貫通する部分には、ガス緊急遮断弁を設けることとし、地盤沈下等に耐え得る配管システムにすること。

(5) 防災センターには、前(4)のガス緊急遮断弁の位置表示及び遠隔操作装置を設けること。

#### 11 非常警報設備（放送設備）

(1) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段（附室を含む。）には、放送設備のスピーカー回路を一系統以上独立して設けること。（例図8）

(2) 非常電話を、次により設けること。

ア 非常電話は原則として防水型とし、防火対象物全域に設けること。

イ 非常電話の親機は防災センターに、子機は中央監視室、連結送水管の放水口付近及び屋内消火栓箱又は補助散水栓箱の付近に設けること。

ウ 設備方式は、親子同時通話方式とし、子機の発信が表示され、親機で特定子機と通話が可能であること。また、子機相互間の通話は、親機側の統制により行う方式とすること。

エ 非常電源は、蓄電池設備（容量は、当該設備の1回線通話分と最大表示数分を加えた負荷で20分間以上作動可能とすること。）とするほか、自家発電設備の負荷回路に組み込むこと。

オ 非常電源回路の配線は、省令第12条第1項第4号ニの規定に準じて設けること。

カ 親子間の配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。

キ 火災により当該階の子機の配線が短絡又は断線しても、他の子機の通話に支障がないようにすること。

#### 12 誘導灯及び非常用の照明装置

(1) 特別避難階段の附室の出入口及び直接屋外へ通ずる出入口に設ける誘導灯は、自動火災報知設備と連動して点滅（誘導音を含む。）するものとする。

(2) 誘導灯及び非常用の照明装置の配線は、一の階の非常用の照明装置の配線が短絡又は断線しても、他の階の誘導灯及び非常用の照明装置に支障がないように設けること。

(3) 屋外階段、避難施設の入口付近又は避難器具付近には非常用の照明装置を設けること。

(4) 室内及び廊下等から避難器具設置場所に通ずる出入口には、4(2)エの例により表示灯を設けること。

#### 13 非常コンセント設備

高層部には、非常コンセント設備を設けること。

#### 14 無線通信補助設備

- (1) 地階の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上で、電波障害のおそれがあると思料される防火対象物にあつては、地階の各部分において無線通信が有効に行えるよう無線通信補助設備を設けること。
- (2) 接続端子は、地上で消防隊が指揮本部として有効に活動できる場所及び防災センターにもけること。

#### 15 進入路及び消防隊進入口等

- (1) 消防車の進入に際し、敷地内に門等が設けてある場合は、消防車が容易に進入できるような措置を講ずること。
- (2) 消防隊進入口又はその近くには、「建築基準法施行令に基づく非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準」(昭和45年建設省告示第1831号)に適合する赤色灯又は表示をすること。
- (3) 消防隊進入口で常時施錠されるものにあつては、4(2)オに準じ解錠装置を設けること。なお、解除装置を設けた場合は、防災センターで解錠作動が確認できること。
- (4) 人工地盤上に建築物の高層部が設けられ、はしご自動車等による消防活動が著しく困難と予想されるものにあつては、消防活動用エレベーターを建築基準法第34条第2項に定める非常用エレベーターの基準に準じ、非常用エレベーターと相離れた位置に設けること。
- (5) 消防隊進入口の下方地盤には、消防活動用空地等に関する指導基準により消防活動用空地を設けること。

#### 16 非常用エレベーター

- (1) 非常用エレベーターは、1基以上を救急用担架が収容できる奥行2m以上のものとする。
- (2) 非常用エレベーターの非常呼戻し階は、避難階又は防災センターの設けられる階を最優先呼戻し階とする。
- (3) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、原則として非常用エレベーター以外のエレベーターは設けないこと。
- (4) 乗降ロビーの出入口は、2以下(特別避難階段への出入口は除く。)とする。
- (5) 乗降ロビーに連結送水管の放水口を設ける場合は、消防用ホースを延長するための通管用くぐり扉(幅150mm、高さ75mmとする。)を併設すること。(例図9)
- (6) 非常用エレベーターの乗降ロビーの出入口付近の床上0.5mの高さの壁部には、キセノンランプ(緑色)による点滅装置を設けること。
- (7) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、非常電話及び火災階表示盤等を設けるこ

と。

- (8) 非常用エレベーター乗降ロビーに設ける排煙設備で機械式排煙によるものにあつては、省令第30条の規定により設けるものとし、排煙口は当該乗降ロビー出入口付近上部に設け、給気口は排煙口と相離れた下方位置に設けること。
- (9) 非常用エレベーターの乗降ロビーで、外気に向かって開くことができる窓により排煙を行うものにあつては、4(4)の基準により設けること。
- (10) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、階数を表示すること。
- (11) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、大きさ0.5m平方以上の当該階の平面略図(消火活動上必要な設備等の位置を簡記したもの。)を設けること。
- (12) 非常用エレベーターの運行状況表示盤を防災センターに設けること。
- (13) 非常用エレベーターの機械室は、廊下、階段室以外の用途部分に接して設けないこと。
- (14) 非常用エレベーターの乗降ロビーには、昇降路に消火活動に伴う水が流入しないよう有効な排水措置等を行うこと。
- (15) 非常用エレベーターの電源が遮断した場合、内部にいる者が安全に脱出できるよう最寄階に着床(着床階から2階以上のかご内キー操作による移動が可能とすること。)できる措置を行うこと。
- (16) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、建築基準法施行令第129条の13の3第3項第1号の規定にかかわらず避難階にも設置すること。
- (17) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、特別避難階段、屋外避難階段、屋内避難階段又は避難バルコニーのいずれかと接続させること。ただし、乗降用ロビーの直近にこれらの施設がある場合は、この限りでない。

## 17 屋上避難場所

- (1) 最上階の床面積が500㎡を超えるものにあつては、屋上に当該床面積の2分の1以上の避難広場を設けること。
- (2) 前(1)の広場から2以上の経路により避難できる屋外階段等の施設を設けること。
- (3) 階段室から避難広場への出入口には、避難口誘導灯を出入口の両側にそれぞれ設けること。
- (4) 屋上への出入口の施錠は、4(2)オによること。
- (5) 前(1)の広場には、防災センターと連絡できる非常電話を設けること。

## 18 ヘリコプター緊急離着陸場等

高層部を有する防火対象物には、ヘリコプター緊急離着陸場等を「高層建築物等に

おけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について」(平成2年消防消第20号、消防予第14号、消防救第14号)に基づき設置すること。

## 19 電気設備

- (1) 自家発電設備は、長時間型(燃料は、4時間以上運転可能な量以上の量とする。)とし、その容量は、防災設備等の全負荷に十分対応できるものであること。
- (2) 地階に設ける電気室、自家発電機室及び蓄電池室には、防水堤を設けるか、当該機器の存する室を階の床面積から0.5m以上高くするなど消防活動等による浸水対策を講ずること。

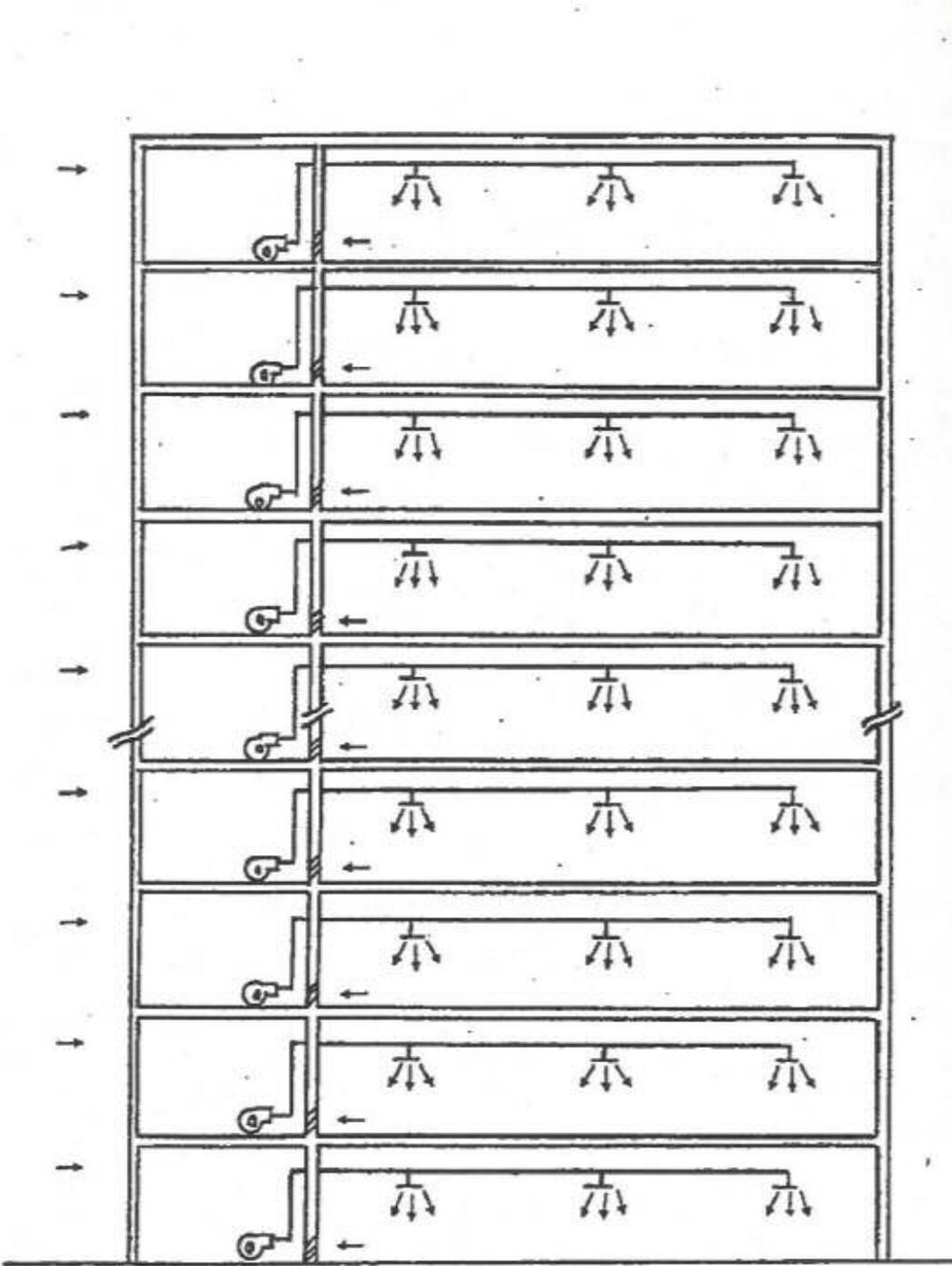
## 20 消防防災設備のインテリジェント化

消防用設備等をはじめ各種防災設備、機器等は、相互に連携を保ちながら複雑なシステムを構成することから、制御の迅速性、確実性、監視の容易性及び保守管理の省力を図るため、積極的に消防防災システムのインテリジェント化を図ること。

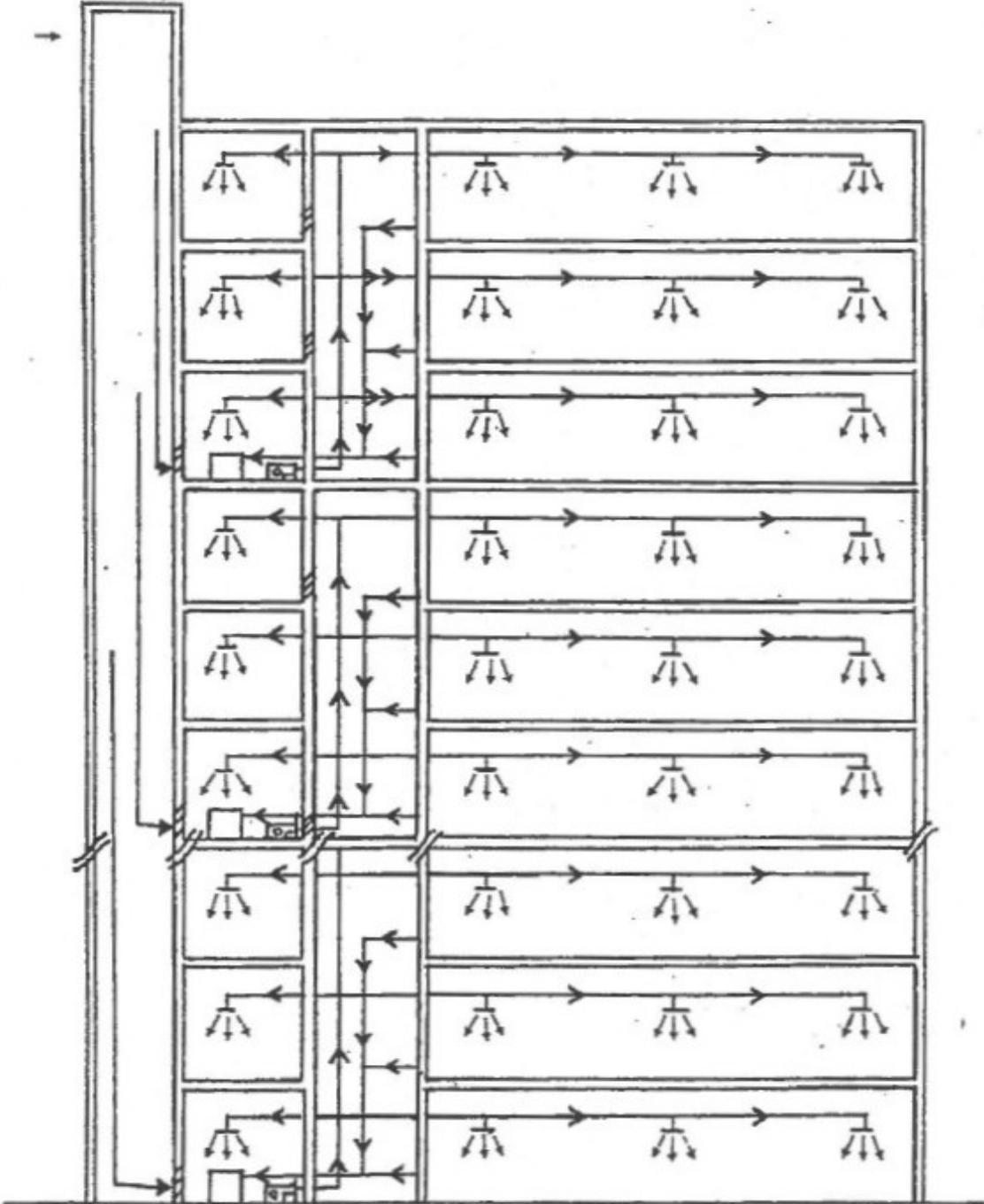
## 21 その他

- (1) 建築工事期間中の内装工事時点において、消火活動が著しく困難と思われる工事中の建築物は、屋内消火栓設備及び連結送水管を使用可能とする等適切な措置を講ずること。
- (2) 外壁面のガラスには、地震等の災害による落下を防止するための措置を講ずること。
- (3) この指導基準は共同住宅については適用しないものとする。ただし、高層建築物の安全確保の趣旨から、本指導基準に準じた指導をすること。
- (4) この指導基準に規定する安全基準は、当該建築物の敷地、配置、構造、用途等の状況から判断して、他の方法等により同等以上の安全性が確保されるときは、当該方法等によることができるものとする。

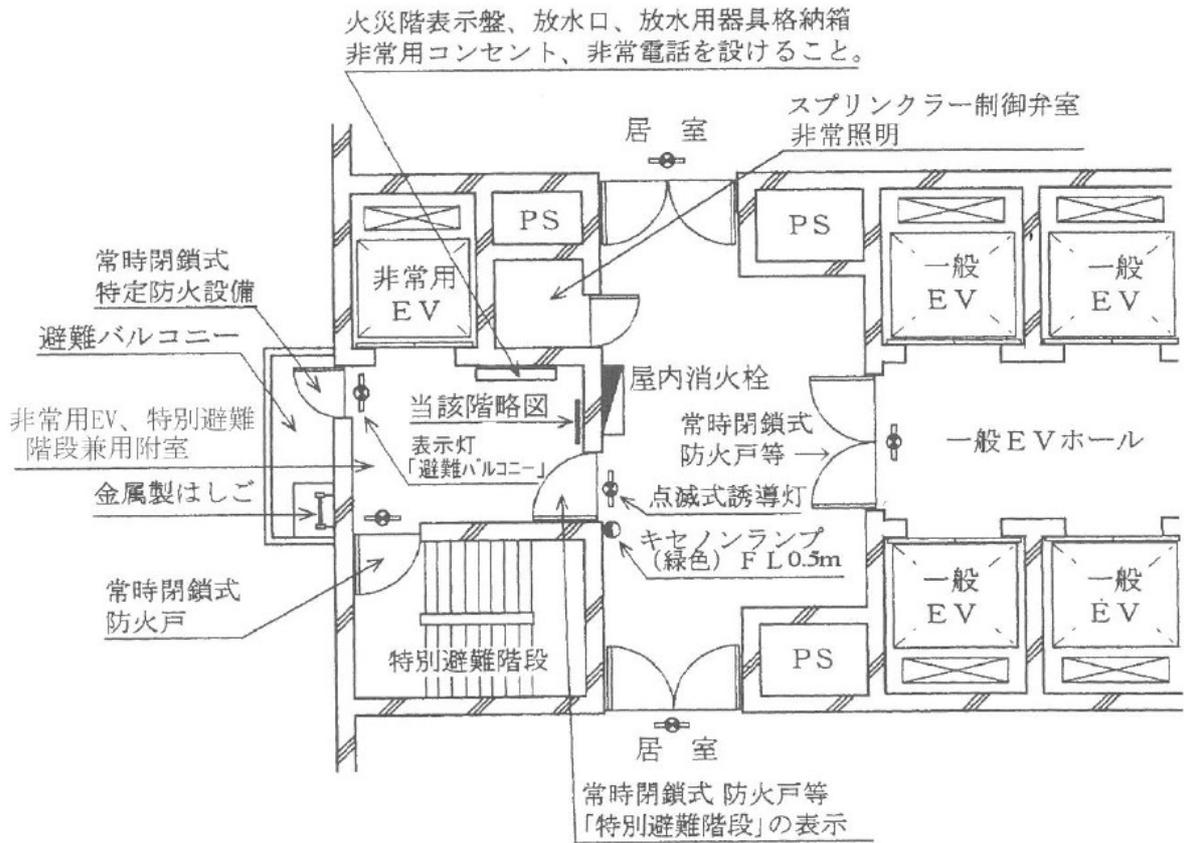
例図1 空調設備 (1)



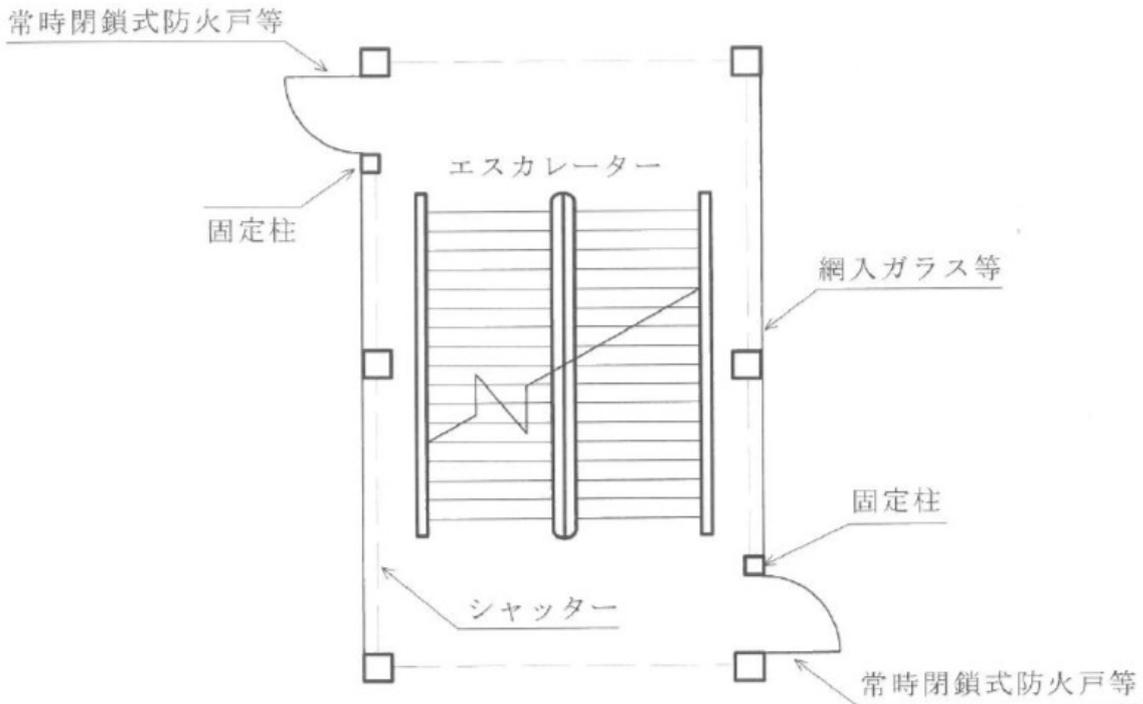
例図2 空調設備 (2)



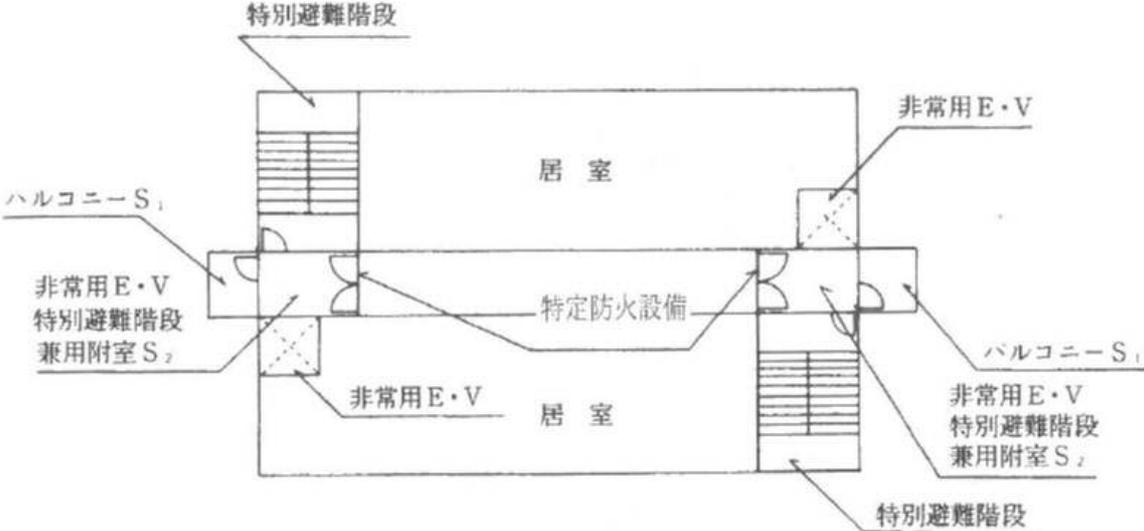
例図3 防火区画



例図4 エスカレーターの防火区画

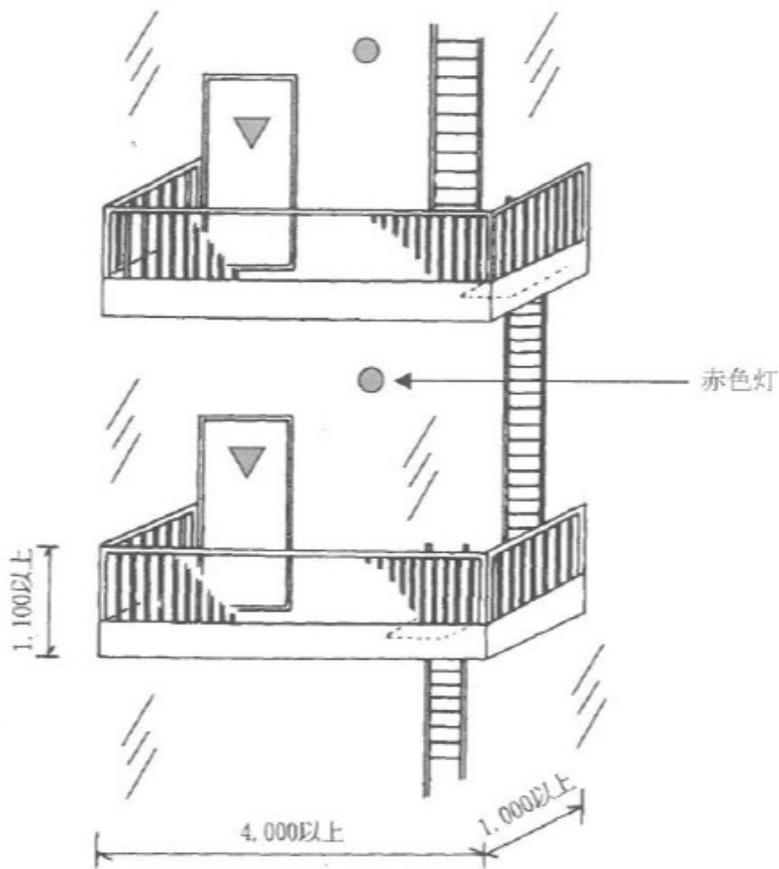


例図5 安全空間

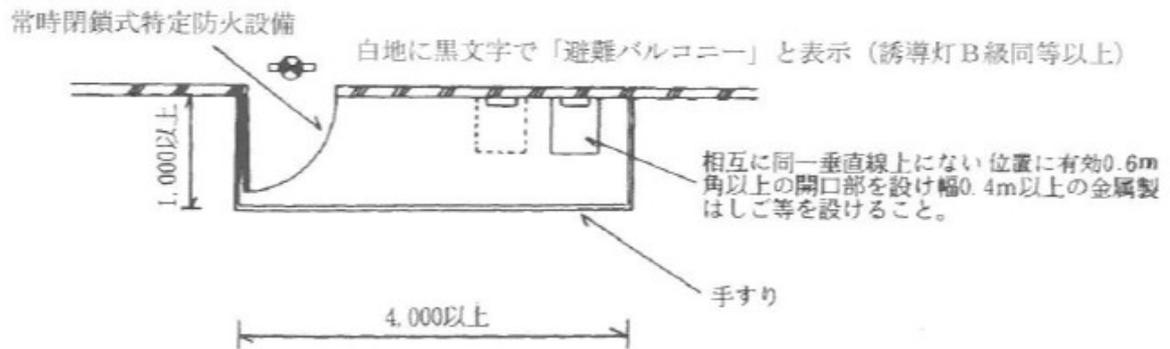


安全空間 (S<sub>1</sub> + S<sub>2</sub>) は、避難者が滞留できる十分な床面積とする。

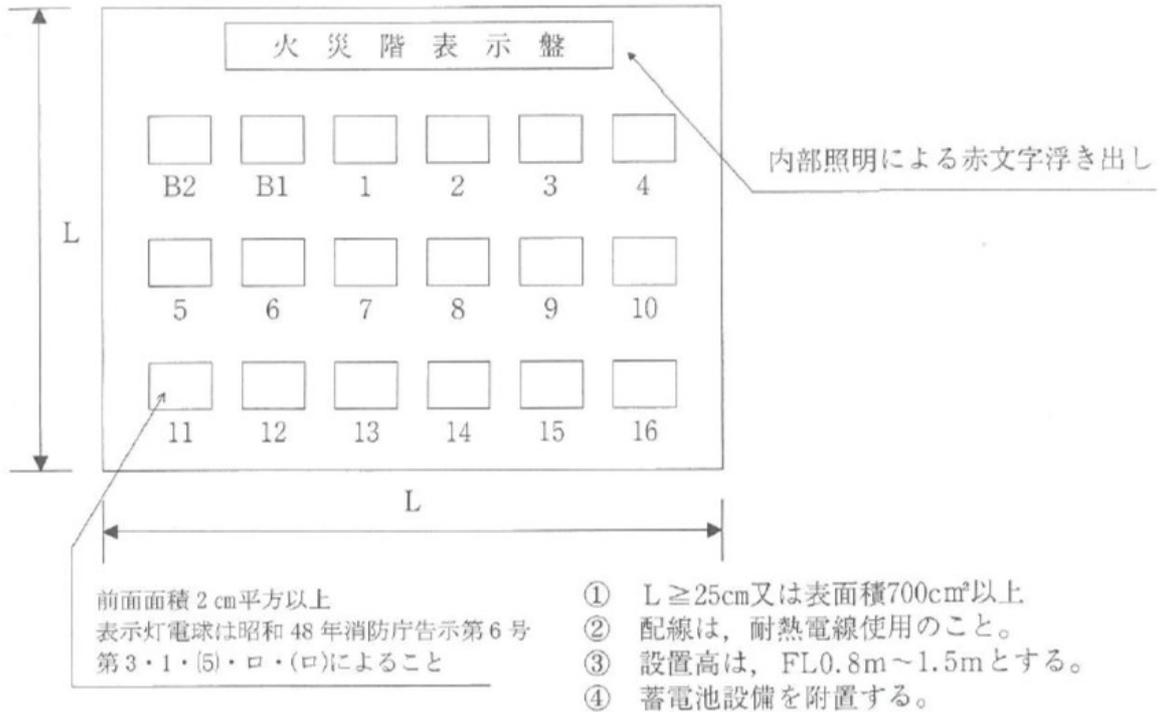
例図6 避難施設



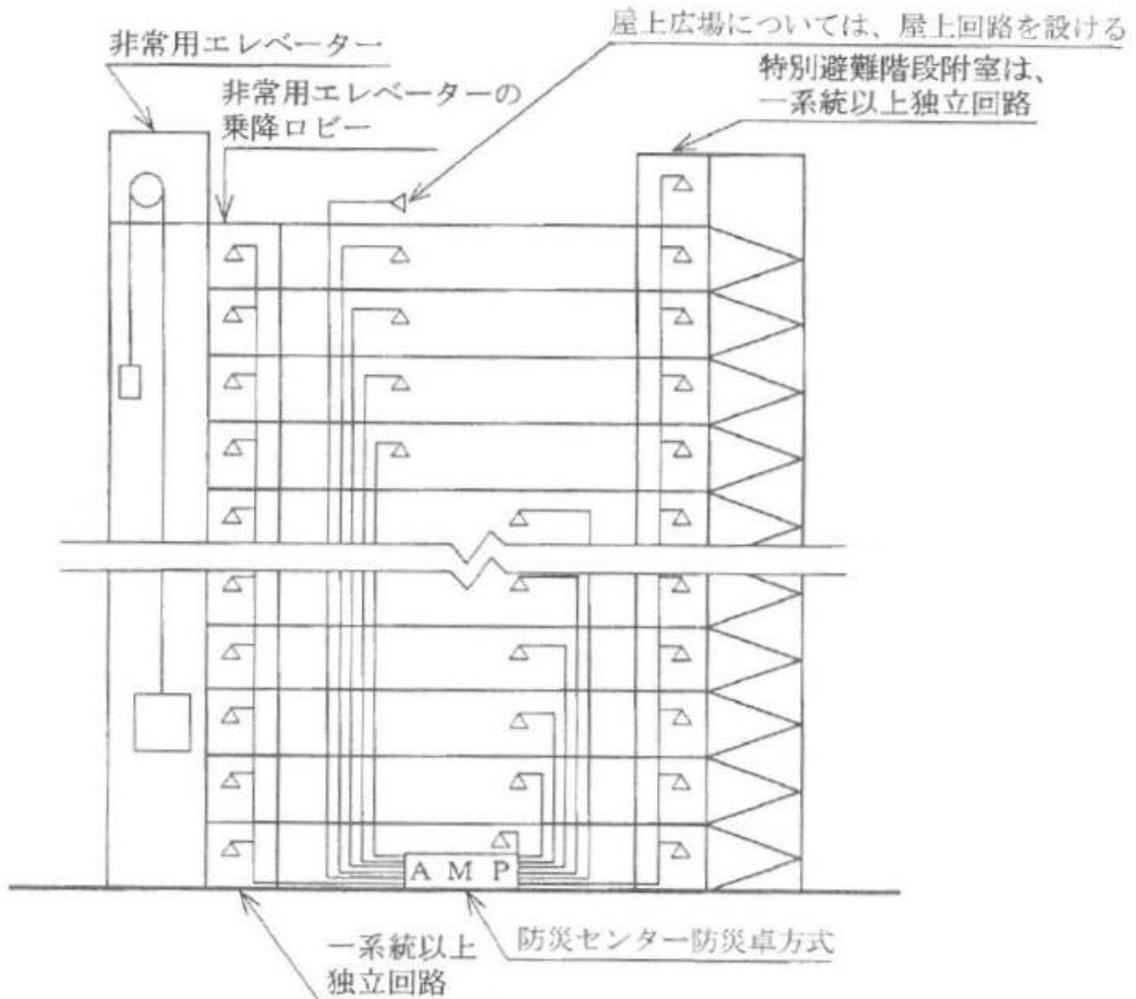
避難バルコニーは他の用途部分（安全空間を除く。）と防火区画すること。



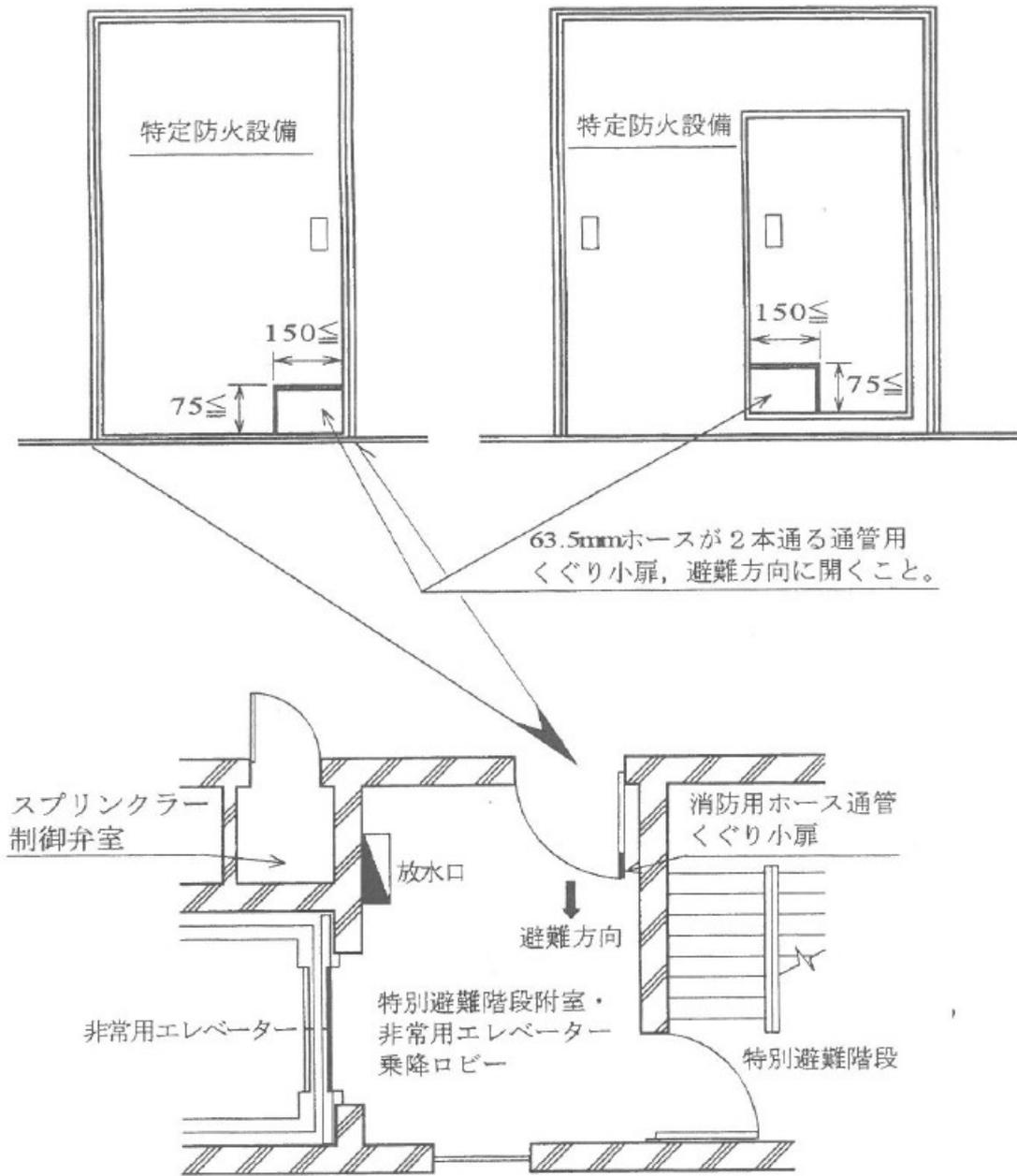
例図7 火災階表示盤



例図8 放送設備



例図9 通管用くぐり小扉



## 消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準★

令第32条の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関する特例は、この基準の定めるところによるものとする。

### 第1 モデルルームの特例

モデルルームは令別表第1(15)項として消防用設備等の設置指導するところであるが、次の要件により消防用設備等の設備指導をすることができるものとする。

- 1 収容人員はモデルルームの従業員により入場制限を実施することを条件に、収容人員を20人として消防用設備等の設置をすること。
- 2 防火管理を徹底すること。
- 3 宿泊体験が可能なモデルルームの就寝の用に供する居室には住宅用防災警報器を設置し、有事の際にモデルルーム管理者と連絡を取れる手段を講じるよう指導すること。

### 第2 スプリンクラー設備に対する特例

1 令第12条第2項第2号ロに掲げる放水型ヘッド等を設置する防火対象物又はその部分のうち、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(1) 体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）、ロビー、会議場、通路その他これらに類する部分であって、次のアからウに該当するもの。

ア 当該部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材料であること。

イ 当該部分において火気の使用がないこと。

ウ 当該部分に多量の可燃物が存しないこと。

(2) 前1(1)イ及びウに該当するほか、床面積が概ね50平方メートル未満である部分。

2 平成27年消防予第349号「住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について（通知）」に該当する住宅部分のスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

### 第3 不活性ガス消火設備等に対する特例

特定防火対象物の厨房部分に令第12条に定めるスプリンクラー設備及びフード、ダクト、レンジ、フライヤーの自動消火設備を設置した場合は、令第13条に定める

不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しないことができるものとする。なお、フード等がないことによりフード等用簡易自動消火装置が設置できない場合は、別途協議するものとする。

#### 第4 自動火災報知設備に対する特例

1 令第21条第1項に掲げる防火対象物に存する部分のうち、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものについては、令第21条第2項の規定にかかわらず、自動火災報知設備の感知器を設けないことができるものとする。

- (1) 陶磁器の焼成、金属の溶解若しくは鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により火災を有効に感知できない部分
- (2) 機械等により振動が著しく、感知器の機能の保持が困難な場所
- (3) 金属を著しく腐食するおそれのある場所
- (4) 温度の異常な上昇又は誘導障害により、非火災報を発するおそれのある場所

2 既存の複合用途防火対象物等に対する自動火災報知設備の特定基準について

政令第21条第1項第3号（政令別表第1(16)項イに掲げるもので、延べ面積300㎡以上のもの）

(1) 政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途（以下「特定用途」という。）及び(5)項ロの用途及び一般住宅（以下「共同住宅等」という。）が存する複合用途防火対象物において、次のアからエのすべてに該当する場合にあっては、(5)項ロの住戸内及び一般住宅に供される部分に限り感知器を設置しないことができる。

ア 特定用途に供する部分は、避難階及びその直上階のみに存すること。

イ 構造は、木造（準耐火構造を除く）以外の構造であること。

ウ 特定用途の避難経路と共同住宅等の避難経路とが重複しないこと。

エ (5)項ロに設けられた階段は、次のいずれかであること。

(ア) 屋外直通階段が1以上設けられていること。

(イ) 屋内直通階段が2以上設けられていること。

(ウ) 屋内直通階段が1以上設けられ、かつ、共同住宅等に設置された避難器具の降下位置が当該特定用途の出入口と重複しないよう設けられていること。

(2) 前(1)の規定により感知器の設置が免除された部分には、一宮市火災予防条例第3章の2の規定に基づく住宅用防災機器の設置が必要であること。

3 消防法施行規則第24条第1項第2号二（特定一階段防火対象物における受信機

の再鳴動機能関係)

受信機操作部の地区音響停止スイッチに、容易に操作されない措置（スイッチの封印等）を講じた場合は、なお従前の例によることができるものとする。

- 4 平成14年消防予第595号「複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱いについて」に該当する防火対象物は、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。

## 第5 パッケージ型消火設備に対する特例

屋内消火栓設備に代えて設置することができるパッケージ型消火設備の設置については、「平成16年消防庁告示第12号パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（以下、「告示」という。）」に基づくことが原則ですが、次の条件を満たすものについては、その設置ができるものとする。

### 1 消防法施行令別表第1（14）項について

次の(1)から(4)すべてに該当する場合は告示第3の規定にかかわらず、別表第1（14）項の防火対象物又はその部分にパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

- (1) 無窓階でないこと。
- (2) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室、その他これらに類するものではないこと。
- (3) 少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。
- (4) 指定可燃物の貯蔵又は取扱いがないこと。

### 2 無窓階について

次の(1)から(3)に該当する場合は告示第3の規定にかかわらず、無窓階においてもパッケージ型消火設備を設置することができるものとする。

- (1) 窓など通常の開口のほか、排煙のための開口として、建物内部からの操作により開放できる構造の開口部の面積の合計が床面積の30分の1以上確保されている階であること。
- (2) 二方向避難が可能であること。
- (3) パッケージ型消火設備の設置場所は、そこから主要な避難口を容易に見通すことができる場所であること。（誘導灯により避難ができる場合を含む。）

### 3 構造・規模について

次の(1)から(3)すべてに該当する場合は告示第3の規定にかかわらず、耐火建築物以外の防火対象物の地階を除く階数6以下の部分にパッケージ型消火設備を設置す

ることができるものとする。

- (1) 設置されるパッケージ型消火設備は I 型であること。
- (2) 防火対象物の延べ面積は 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>未満であること。
- (3) 地階を除く階数が 4 以上 6 以下の部分に設置されるパッケージ型消火設備は、各階 1 台のみで包含できる面積であること。

#### 4 防火管理について

上記 1、2 又は 3 に適合するものについては、消防法施行規則第 3 条に基づき、消防計画に定める事項が適正に執行されていること。

なお、防火管理者の選任義務のない防火対象物については、同条に準じ、消火、通報及び避難の訓練を実施していることを要することとする。

#### 5 消防用設備等の特例基準適用願について

パッケージ型消火設備の工事着手前に、消防用設備等の特例基準適用願により設置可否の審査を受けるものとする。

### 第 6 非常電源に対する特例

非常コンセント設備の非常電源を非常電源専用受電設備とする場合、当該非常電源に他の消防用設備等がない場合にあつては、次の(1)から(3)までにより非常コンセント回路をもうけることにより、規則第 1 2 条第 1 項第 4 号に規定する非常電源とすることができるものとする。

- (1) 高圧受電設備又は配電盤等に非常コンセント専用設備の配電遮断器を設け「非常コンセント」と表示するとともに、当該配電遮断器には容易に遮断できない措置をすること。
- (2) 高圧受電設備又は配電盤等及び一次側配線（引込から高圧受電設備又は配電盤等の配線）は 1 0 階未満の階に設けること。
- (3) (1)の配線用遮断器から非常コンセントまでの配線は規則第 1 2 条第 1 項第 4 号ホに定める措置を講じること。

## 消防用設備等に係る届出等に関する運用について★

消防用設備等の届出にあつては、消防法施行令第36条の2及び平成9年12月5日付消防予第192号「消防用設備等に係る届出等に関する運用について(通知)」(以下「192号通知」とする)に基づき運用しているところであるが、消防法施行令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等以外の消防用設備についても、工事の内容が別表に該当し、192号通知第1 1 ((1)を除く)に準じた条件を満たすことができるものについては、192号通知の軽微な工事として取り扱うものとする。

### 別表

消防用設備等の種類	増設	移設	取替
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒電炉内のもの	すべての構成部品で、形式に変更がないもの
非常警報設備 (放送設備以外)	音響設備、起動装置又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの 2 同一階の範囲に増設する場合	音響装置、起動装置又は表示灯の移設で同一階の範囲の場合	音響装置、起動装置又は表示灯
非常警報設備 (放送設備)	1 起動装置、通話装置(非常電話を含む)又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカーの増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 5個以下の場合	1 起動装置、通話装置(非常電話を含む)又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの 2 スピーカーの移設のうち、5個以下の場合で、かつ放送区域の変更がない場合	1 増幅器、操作部又は遠隔起動操作器の取替えて、5回線以下の場合 2 起動装置、通話装置(非常電話を含む)又は表示灯 3 スピーカーの取替えて、5個以下の場合
避難器具	該当なし	本体又は取付金具の移設で、同一階の場合、かつ設置時と同じ施工方法の場合	1 標識の取替えて 2 本体又は取付金具で、設置時と同じ施工方法の場合
誘導灯及び誘導標識	5個以下の増設の場合	5個以下で、同一室内での移設の場合	10個以下の取替えて、すべての構成部品で、区分及び機能に変更がないもの
排煙設備	1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口及び風道の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 3 手動起動装置の増設で、操作	1 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合かつ操作性に影響	排煙機及び給気機を除く構成部品

	性に影響がない場合 4 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合	響がない場合 3 自動起動装置の場合で、同一防煙区画内の場合かつ既設と同種類の場合	
連結散水設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 一の送水区域において5個以下で、散水障害がない場合 2 送水区域に変更がない範囲である場合 3 既設と同種類の場合 4 加圧送水装置の性能、配管サイズ等に影響がない場合	ヘッドの移設のうち、一の送水区域において5個以下の場合で、かつ送水区域に変更がない範囲の場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品で、同種類のもの
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの

附 則

第1 この基準は、令和6年3月31日から施行する。

第2 この基準の施行の日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中の防火対象物については、従前の例によるものとする。

ただし、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事等の機会をとらえて、この基準に適合するように指導されたい。